

**横浜市生物多様性地域戦略策定の
基本的な考え方について**
(答申)

**平成 22 年 3 月
横浜市環境創造審議会**

目 次

はじめに

序 章 基本的な考え方と取りまとめの視点	1
第1章 横浜の生物多様性の目指す姿	2
1.1 生物多様性の恩恵	2
1.2 横浜の生物多様性をめぐる共通認識	4
1.3 横浜における生物多様性の目標	5
1.4 横浜の生物多様性の目指す将来像	5
1.5 取組のあり方	6
第2章 施策の方向性と目的	8
2.1 環境政策での位置づけ	8
2.2 施策の考え方	8
2.3 施策の方向性と目的	10
第3章 先導的事業	24
第4章 横浜市生物多様性地域戦略のあり方	30
4.1 策定のねらい	30
4.2 地域戦略の構成	30
4.3 策定手法	31
第5章 生物多様性をめぐる動き	33
5.1 生物多様性に関する国内外の動向	33
第6章 横浜市の生物多様性の現状と課題	38
6.1 地勢の特徴	38
6.2 人と自然の関わり	39
6.3 生物の現状	41
6.4 生物多様性の危機から見た現状と課題	45
6.5 横浜市におけるこれまでの取組	46
6.6 市民協働の取組	50
用語集	52

注：本文中に*を記載した文言は、用語集で解説している

はじめに

現在、人間の活動により生物多様性が大きく損なわれている。この生物多様性の減少は地球温暖化とともに最も広範囲かつ長期間、地球環境全体に影響を与える環境問題として国際的にも捉えられているため、わが国を含めた世界 190 余国の間で「生物多様性条約*」を結びその保全及び持続可能な利用に努めている。これまでに 9 回の締約国会議（条約加盟国による総会）が行われ、今年の 10 月には、名古屋で生物多様性条約*第 10 回締約国会議(COP10*)が開催される。国内でも環境省をはじめとした各省庁、地方自治体で具体的な取組を盛り込んだ戦略づくりが始まっている。

横浜市では、「横浜市環境管理計画*」（以下「環境管理計画」という。）や「横浜市水と緑の基本計画*」（以下「水と緑の基本計画」という。）、「横浜市脱温暖化行動方針 CO-DO30」などを策定し、環境行政に取り組んでいる。生物多様性に関しては、「水と緑の基本計画*」の取組施策の一つ「身近な生物生息環境の創出」の推進のために、「横浜市生物多様性保全再生指針*」をいち早く策定してきたところであり、こうした取組の蓄積を生かしながら取組を進めていく必要がある。

このような背景から横浜市環境創造審議会（以下「審議会」という。）は、2009（平成 21）年 11 月 5 日、横浜市長から「横浜市生物多様性地域戦略策定の基本的な考え方」について諮問を受けた。

これを受けて本審議会は、この調査審議を生物多様性地域戦略検討部会（以下「部会」という。）に付議し、部会による検討を行った結果、本審議会に報告書が提出され、本審議会は部会からの報告を踏まえ、審議を行った。

ここに、これまでの審議結果をとりまとめ、答申する。

平成 22 年 3 月 29 日

横浜市環境創造審議会 会長 梅田 誠

■ 生物多様性の重要性

生物多様性の重要性は、生態系*・種*・遺伝子*の3つのレベルの多様性が密接につながり、健全であることによって、人間を含めた地球上全ての生命やその諸活動を支えているということにある。一方、生物多様性は、近年の都市化に伴う生息・生育地の孤立化・分断や生物の過剰な搾取、外来生物*の影響、環境汚染などにより、地球規模で急速に失われ、危機的な状況となっている。その健全性を回復するため、保全・再生・創造が喫緊の課題となっており、国においても「生物多様性基本法*」を制定し、精力的な取組を進めているところである。

大都市である横浜では、これまで急速な都市化や土地利用の改変が行われてきた一方で、保全すべき貴重な自然や資源がまだ残されている。また、都市活動に必要な水、食料、建築物等資源のほとんどを市外に依存しているため、生物多様性の保全・再生・創造への取組は喫緊の課題である。しかしながら、市民の生物多様性に対する意識はまだ決して高くはなく、またそれは行政においても同様で、体系的な政策が構築されるには至っていない。今後、行政は生物多様性について従来の施策を踏襲しながら、どのようにして市民の理解を得るべきか、そして行政としてどのように施策立案すべきかを考える必要がある。

生物多様性についての施策の検討は、陸域、淡水域（河川・池）及び海域における個々の生物に着目し、その生息・生育環境である生態系*の健全性を目指すことが本旨である。しかしながら、大都市において生物多様性は、自然環境、社会・文化的環境、経済活動を通じた様々な人の行動の上に成り立っており、生物多様性の保全・再生・創造のためには、我々の日々のくらしや経済活動がどうあるべきかを考え、生物多様性に配慮した行動を行う必要がある。そのためには、都市計画など広範な分野と連携し、より効果的な施策の立案を検討することが必要である。

■ 基本的な考え方と取りまとめの視点

横浜市において、生物多様性の保全・再生・創造を進めていくためには、市民・企業・行政等の様々な主体が生物多様性について知り、理解し、行動に移していくことが最も重要である。今後策定する横浜市の地域戦略は、それをサポートする役割とすべきである。そのため、本報告では「水と緑の基本計画*」や「生物多様性保全再生指針」などの取組の蓄積を活かしつつ、さらに発展させるかたちで、横浜市として生物多様性にどのように取り組んでいくかに重点を置いた地域戦略策定に向けた基本的な考え方を取りまとめた。

このような検討にあたっては、「現状と課題」を分析し、それに対してどのように取り組んでいくかというアプローチが一般的であるが、今回は、バックキャスティング*的手法、すなわち横浜の生物多様性の目指す姿をまず示し、将来に向けた共通認識を醸成した上で、それに向けてどう進めていくかという視点で、第1章、第2章を取りまとめた。第3章では、横浜市における生物多様性の取組をリードすべく、短期間（概ね5年間）で必ず実施すべきものとして「先導的事業」を提言した。これらを踏まえ、第4章「横浜市生物多様性地域戦略のあり方」において、地域戦略を「横浜市における生物多様性の取組の方向性や行政サイドからの施策を示す『市域版』」と「様々な主体が様々な場ごとに作成する『環境活動単位版』」から構成することを提言した。第1章及び第2章は、この『市域版』に盛り込む内容を記述したものである。

1.1 生物多様性の恩恵

(1) 私たちと生物多様性の恩恵

私たちの生活は、自然からの様々な恵みによって支えられている。

生命の維持に欠かせない酸素や水は、多様な生物の長年にわたる循環によってつくられている。また、我々が毎日口に運んでいる食料や生活に欠かせない木材などは、水田、森林、海などから農林水産業を通じてもたらされている。さらに、森林の保水機能や蒸散作用のおかげで、我々は常に洪水や大幅な気候変動に悩まされることもなく、安全・安心かつ快適に生活を送ることができるのである。

そして、自然の中に身をおいて五感を研ぎ澄まし、自然や生物、生命のすばらしさへの感性を養うことで、精神的により豊かで、健康な生活を送ることができるのも、自然からの恵みと言える。

近年、こうした自然からの様々な恵みは「生態系サービス」として定義されており（P3 図-1）、また様々な自然が存在し、そこに生息・生育する生物もそれぞれが個性を持ち、お互いが影響をし合って豊かな生態系を保っていることを「生物多様性」と呼んでいる。

(2) 生物多様性の定義

生物多様性を保全するための国際的な枠組として1992（平成4）年に署名が行われた生物多様性条約*では、生物多様性をすべての生物間の変異性と定義し、生態系*の多様性、種*の多様性、遺伝子*の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。

① 生態系*の多様性

生態系*の多様性とは、自然林や雑木林などの森林、湿原、河川・水路、干潟*、サンゴ礁など様々なタイプの自然があることを意味している。

横浜市では、樹林地及び鶴見川をはじめとする8つの流域（P39 図-7）とそれらの河川が流れ込む東京湾・相模湾、そして水田、畑、ため池の存在などが生態系*の多様性としてあげられる。

② 種*の多様性

種*の多様性とは、様々な種類の生物が生息・生育していることを意味している。

横浜市では、円海山をはじめとした緑の拠点の源流域（P39 図-7）に、カントウカンアオイ*やツリフネソウ*、オオタカ*、ヤマアカガエル*、ホトケドジョウ*など様々な種類の生物が生息・生育していることが種*の多様性としてあげられる。なお、横浜市には、タイワンリス*やアライグマ*、アレチウリ*やオオオブタクサ*などの外来生物*が多く生息・生育しており、それらは逆に種*（在来種）の多様性を脅かす存在である。

③ 遺伝子*の多様性

同じ人間でも各自の顔が違うように、同じ種*でも遺伝子*による違いがあることを意味している。例えば、東日本と西日本では同じゲンジボタル*でも異なる発光パターンをもつことは遺伝子*の多様性の一例であり、横浜市でゲンジボタル*を守ることは、東日本型の遺伝子*を保存し多様性を維持することにつながる。

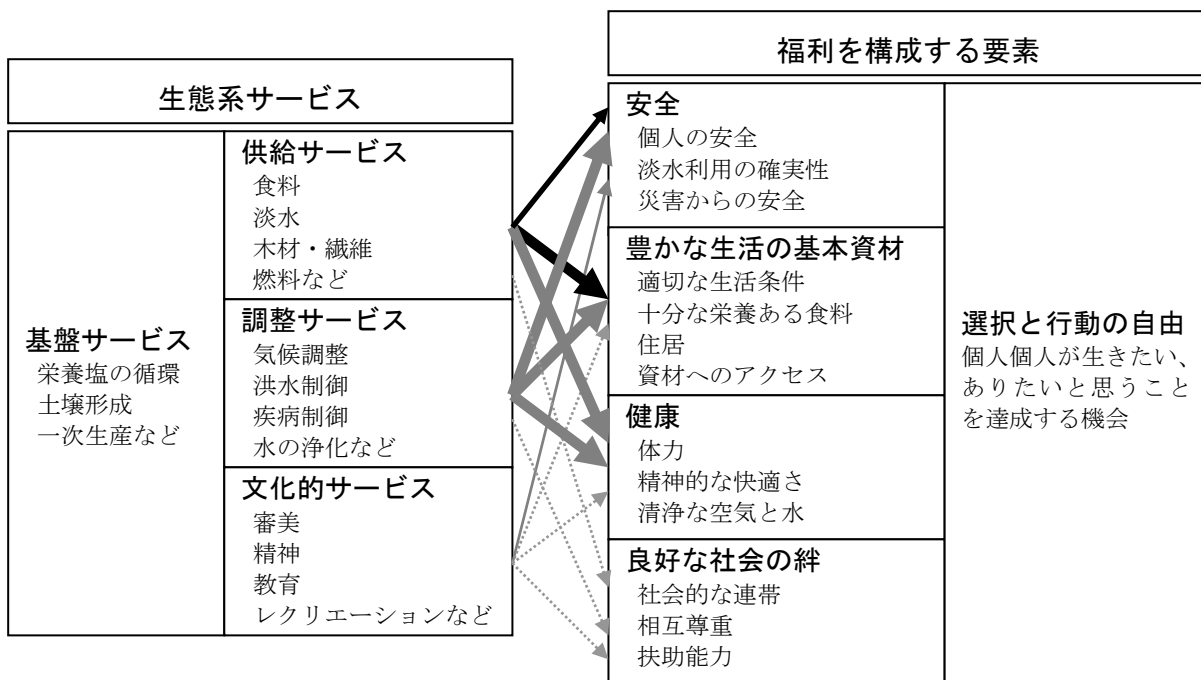


図-1 生態系サービスと人間の福利との関係

出典：ミレニアム生態系評価*

注：矢印の幅は、生態系サービスと人間の福利との間の関連の強さを示す（太い線は強く、細い線は弱い）。

矢印の濃淡は、社会経済的因子による仲介の可能性について示す（濃い線は仲介の可能性が高く、薄い線は仲介の可能性が低い）。

1.2 横浜の生物多様性をめぐる共通認識

(1) 自然や生物からの恩恵

横浜市は、市民生活の身近な場所に樹林地や農地、公園、せせらぎなど、変化に富んだ豊かな水・みどり環境を有しており、市民は様々な形で、自然や生物からの恩恵を受けている。

(2) 生息・生育環境の劣化

横浜市には、郊外部を中心に恵まれた自然環境が保全されているが、依然として都市化による土地利用の転換が進んでいる。課税台帳によると毎年約 100ha 以上の山林・農地が減少しており、農地を含むみどりの量の減少とともに、水・みどり環境の質の劣化が進んでいる。また、生物の生息・生育地の孤立化・分断も問題となっている。

(3) 横浜市の生物の問題

横浜市では、猛禽類^{もうきん}などの高次の捕食性動物*が減少し、昆虫や淡水域（河川・池）における生物などで地域で絶滅した、あるいは絶滅しつつある種数が増加している。

(4) 担い手の不足

横浜の樹林地や農地は、エネルギー生産と食糧生産の場として形成されたが、自然との共生により多様な生物が生息・生育する環境を提供し、健全な生態系*も維持してきた。

しかし、樹林地等の管理については、担い手不足により手入れが行き届かず、生態系*の健全性が損なわれるなどの問題が生じており、農業については、高齢化などにより後継者が不足しているなどの課題がある。

(5) 外来生物の増加

横浜市では、陸域ではアライグマ*やタイワンリス*、淡水域（河川・池）ではブラックバス*、ブルーギル*などの外来生物が急増している。また、ペットが河川や池などに放置されることにより、在来種の生息・生育環境が脅かされるケースも増加している。

(6) 市民・企業の意識

2007（平成 19）年度の市民アンケートによると、横浜市民の環境への意識は高いものの、生物多様性に関する認知度は約 3 割と低く、生物多様性に関する活動など具体的な行動に至っているケースは少ない。一方、企業についても、企業活動の生物多様性に及ぼす影響の認識はまだ高くはない。最近では、マスコミなどに生物多様性が取り上げられることが増えており、市民・企業の意識醸成の重要な時期にあると考えられる。

(7) 行政の対応

生物多様性基本法*が策定され、国では、国の行動計画である「第 3 次生物多様性国家戦略」を改定した「生物多様性国家戦略 2010」を策定し、具体的な施策の充実・強化を図っている。

横浜市においてはこれまで、生物多様性の保全につながる様々な取組を進めてきたが、今後は環境行政での位置づけの明確化や都市計画などのまちづくりの分野等との連携が重要である。

(8) 世界の動向

木材や水産資源の過剰な採取や持続的でない農法により、世界的に多くの生物の絶滅をもたらしている。横浜市は、市外、県外はもとより海外に多くの資源を依存しているため、全ての主体が世界の動向に関心を持ち、例えば企業の行動や市民の消費行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことが求められる。

1.3 横浜における生物多様性の目標

横浜市が目指す生物多様性の姿を実現するためには、市民・企業・行政などあらゆる主体が自然や生命を大切に感じる感性を養うことがまず何よりも重要であり、それを行動の実践につなげていくことが求められる。

そこで、横浜市として「生物多様性行動“実践”都市」を目指していくため、3つの目標を示す。

生物多様性行動“実践”都市

目標 1

身近に生き物にふれ、生物多様性の重要性を学び、広める

目標 2

生物多様性を保全するため、あらゆる主体が多様な活動を積極的に行う

目標 3

生物の生息・生育環境の劣化に歯止めをかけ、保全・再生・創造する

1.4 横浜の生物多様性の目指す将来像

横浜の生物多様性の目指す将来像については、生物多様性を保全・再生・創造する『主体』の活動の視点と、その活動の『場』の二つの視点で整理した。

(1) 主体の視点

1) 市民

2007（平成 19）年 2 月に実施した「生物多様性に関する市民アンケート調査」によると、市民の約 7 割が生物多様性という言葉を知らない状況であるが、将来は、市民の 8 割が生物多様性の重要性を認識し、7 割が生産地や原材料などに配慮した食材・食品や環境負荷の低い製品を選択するなどの消費行動を行い、常に生物多様性に配慮したライフスタイルを実践している。また、人々が、市内外・国内外を問わず日常生活の中で自然から様々な恩恵を受けていることを実感し、地域での環境保全活動や自然体験や伝統文化の行事など、様々な行事に積極的に参加している。

2) 企業

企業内の充実した環境教育や樹林地の保全活動、工場内敷地を活用した生物の生息・生育環境づくりや市民開放による地域との交流など、生物多様性に配慮した様々な社会貢献活動の価値やその重要性について、企業が認識するとともに実践している。また、こうした社会貢献活動のみならず、企業の本業を通じての取組も始められている。さらに、海外拠点における自然保護や植林活動、原材料、資源の調達などの面において、より世界的な視野で生物多様性への配慮がなされている。

3) 市民・企業・NPO*・教育機関等による協働

市民が個々に行動するだけでなく、市民・企業・環境活動団体・NPO*・教育機関等の各主体が連携した活動が展開され、特に企業が地域に根付き、環境活動団体やNPO*などとの

連携が進んでいる。また、市内の保育園・幼稚園・小中学校では、幼少期から生物のすばらしさや自然の豊かさを、恵みを体験できるプログラムが多く実施され、市内の大学ではこのようなプログラムを市民に向けて展開する研究が行われている。この結果、協働による積極的な取組が、社会から高い評価を受けて広く認知され、行政をリードするような求心力が発揮されている。

(2) 場の視点

1) 生態系ネットワーク*

緑の10大拠点(P39 図-7)をはじめとした郊外部の樹林地や農地の連たんと、それにはじまり東京湾までつながる河川や、横浜港を中心とした臨海部が、横浜の生態系ネットワーク*として位置づけられている。また、生態系ネットワーク*の中でも特に重要な拠点が、例えばサンクチュアリエリア*として保全されている。

2) 機能集約型の都市構造

郊外部に拡大してきた都市機能を、例えば駅周辺等へ集約していくなど、これまでの都市構造が見直され、生態系ネットワーク*の保全・再生が進んでいる。また、市街化調整区域*の幹線道路沿いの統一性に欠けた建物の乱立を防ぐため、自然環境と都市型生活の共存のための土地利用計画が行われている。

3) 自然と共存した市街地構造

街路樹、公園、斜面緑地、河川、池、海辺など、市街地に点在する自然空間は生物にとって貴重な生息・生育の場であり、さらに都市の魅力にもつながっている。また、横浜市は宅地も多く、緑豊かな戸建住宅や団地の緑なども重要な要素である。これらの場を活用するとともに、既成市街地の再生などにおいて、例えば「トンボ池づくり」や「学校田んぼ」をまちづくりのテーマとするなど、自然共存型のまちづくりが実践され、生物多様性の創造の場が市街地構造として組み込まれている。

1.5 取組のあり方

(1) 様々な主体の協働と全員参加の取組

あらゆる市民生活や経済活動は、自然や生物からの恩恵によって支えられており、横浜における全ての活動が生物多様性に配慮したものとなるようにすべきである。生物多様性の保全・再生・創造に向けて、身近な自然環境の保全から消費行動まで、市民の行動が重要な役割を担っている。また、横浜市には、世界的な規模で事業展開している企業も多く存在しており、原材料や資源の調達、製造、サービスから社員教育、敷地の活用に至るまで、生物多様性の保全・再生・創造に関する企業活動の影響は非常に大きく、その役割は重要である。そこで、まずは生物多様性の重要性を市民・企業・行政で共有化し、その上であらゆる主体が積極的に協働しながら、全員参加の取組につなげていく必要がある。

(2) 様々なエリアに対応した取組の推進

横浜市は、樹林地、農地、河川など里地・里山*、里川*と呼ばれる身近な自然環境や、みどり濃い河川の源流部*、人の手の入りにくい急峻な地形の樹林など、多様な水・みどり環境を有する一方で、工場が立ち並び大半が埋立地である臨海部や駅を中心に広がる市街地など、

様々なエリアが存在するのが特徴である。そのため、横浜市では市域一律の取組だけでなく、以下に大別される地域ごとの特性に応じたきめ細かな取組を進めていくことが求められる。

1) 緑の10大拠点などの保全

郊外部の緑の10大拠点には、ある程度の規模の樹林地や農地、河川の源流部*などが存在し、希少な生物の宝庫となっている。これらはいわゆる里地・里山*、里川*を形成する地域として、国の法律や横浜市の条例に基づく規制を実施するとともに、土地所有者への支援や、環境活動団体と連携した地域社会における伝統的な文化活動（地域での収穫祭など）の保全を推進すべきである。

また、横浜のみどりを構成する要素として「社寺林*」と「屋敷林*」がある。特に、「社寺林*」は「鎮守*の森」として広く地霊を祭った森として守られており、横浜本来の植生が今日なお見られる場となっている。規模が大きく豊かな自然環境のある地域では、円海山近郊緑地特別保全地区の保全管理計画のような計画策定が特に生物多様性の保全のためには有効であるが、それに加えて特定の生物の保全のために専門家の意見を反映した規制なども定めるべきである。

また、農地やその周辺環境については、市民の食生活の基盤であるだけでなく生物の生息・生育環境でもあることから、樹林地と同様に積極的に保全を講ずるべきである。

2) 住宅地域などにおける再生・創造

市域の多くを占める住宅地域や商業地域においても、河川や公園などの自然空間があり、市民が自然や生物とふれあえることから重要な場と考えられる。そこで、身近な水路や河川・池、街路樹や公園・学校敷地内のみどりなどの公共空間だけでなく、各住宅敷地内の植栽など個人所有の空間についても、それが生活環境に密着した自然空間であることを強く認識し、生物多様性の再生・創造に努めることが重要である。特に、公園や河川・池などの身近な空間については、環境教育を展開する場として積極的に利活用するべきである。

3) 臨海部地域などにおける創造

臨海部地域は主に砂浜などの海辺の豊かな自然空間を埋め立てた場所であり、都市化の影響を最も受けたところといえる。そうした横浜市の都市活力の源泉ともいえる臨海部においては、自然との共存を図りつつ、海の環境改善と親水性の向上や、密集市街地の緑地空間の創造などに取り組んでいくことが求められる。なお、欧米の諸都市では、都心部活性化のポイントとして、生物多様性の回復などを積極的に取り入れており、横浜市においても横浜港やみなとみらいなどの魅力づくり、都市としての風格・ブランドづくりという長期的な視点からも、臨海部における生物多様性の創造に関する施策は非常に重要であると考えられる。

2.1 環境政策での位置づけ

(1) 現状

横浜市では、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例*」（以下「基本条例」という。）に基づき、環境管理計画を策定し、その中で様々な取組を推進しているが、生物多様性の保全・再生・創造については、基本条例及び環境管理計画には位置づけられているものの、政策としては明確化されていない。また、「水と緑の基本計画*」では生物多様性について記述し、生態系*の視点を明らかにしているものの、市民行動など具体的な取組を示す段階までには至っていない。

なお、国においては、「生物多様性基本法*」が制定されており、「環境基本法*」においても「施策の策定等に係る指針」について、次のように明記されている。

環境基本法より抜粋

第14条第2項 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること

(2) 位置づけの考え方

私たちの生命を守る基盤である生物多様性の保全・再生・創造への施策は広範にわたるため、包括的な位置づけが必要である。横浜市においても、水とみどりの保全など自然環境に関する取組は生物多様性の保全の観点から統合することも考えられる。あわせて、条例や環境管理計画において、生物多様性の保全・再生・創造の重要性を明記すべきである。

2.2 施策の考え方

生物多様性は、「水とみどり」「生物」「経済活動」「市民参加と主体的行動」「地域の歴史・文化」「自治体サービス」「都市計画などのまちづくり」「子育て」「福祉」「教育」など、様々な分野と密接な関係があり影響を受けている。そのため、施策を立案・展開していく上では、これらの分野の現状や視点等を踏まえ、各分野と連携するとともに、政策への反映についても考慮していく必要がある。

これまで横浜市は、自然環境の保全の観点から、失われつつある「緑の総量」の維持・回復に特に力を入れて環境政策を実施してきたが、今後は「生物多様性」という視点を踏まえた環境政策へと転換を図り、自然環境を量だけでなく質からもとらえるようにするとともに、あらゆる施策に生物多様性の観点を導入するべきである（P9図-2）。

「生物多様性行動“実践”都市」横浜

- [目標1] 身近に生き物にふれ、生物多様性の重要性を学び、広める
- [目標2] 生物多様性を保全するため、あらゆる主体が多様な活動を積極的に行う
- [目標3] 生物の生息・生育環境の劣化に歯止めをかけ、保全・再生・創造する

【横浜の生物多様性の目指す将来像】

『主体』

- ①市民
生物多様性の重要性の認識、環境負荷や生物多様性に配慮した消費行動・ライフスタイルの実践など
- ②企業
生物多様性に配慮した社会貢献活動の価値・重要性の認識と実践、本業を通じたの取組など
- ③市民・企業・NPO・教育機関等による協働
各主体が連携した環境活動の展開、小中学校での環境体験プログラムの充実や市民への展開など

『場』

- ①生態系ネットワーク*
横浜における生態系ネットワーク*の位置づけ及び重要拠点の保全など
- ②機能集約型の都市構造
都市構造の見直しによる生態系ネットワーク*の保全・再生、自然環境と都市型生活の共存のための土地利用計画など
- ③自然と共存した市街地構造
市街地に点在する自然空間の活用、自然共存型のまちづくりの実践など

様々な主体の協働と全員参加の取組

様々なエリアに対応した取組（保全・再生・創造）の推進

～様々な分野と連携した取組～

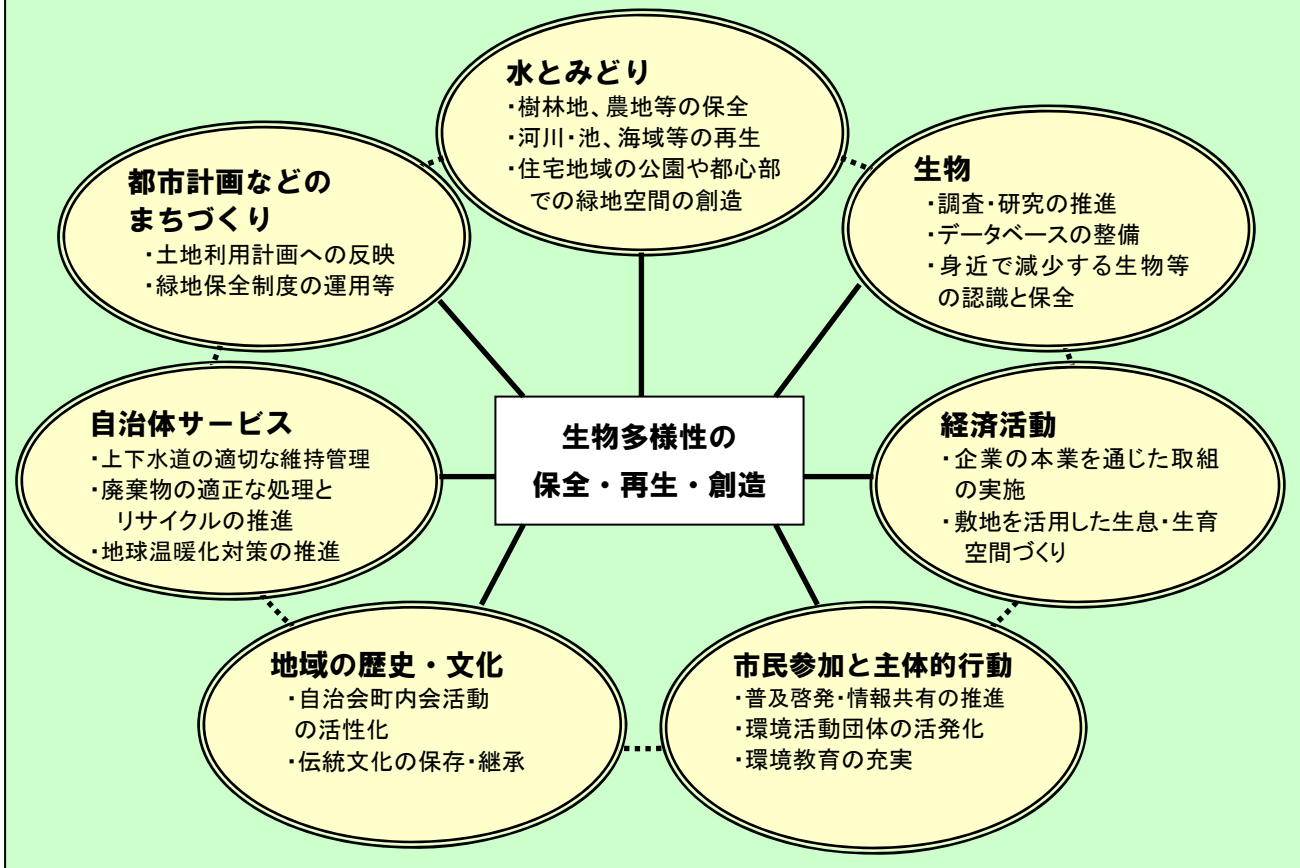


図-2 生物多様性行動“実践”都市に向けた様々な分野との連携による取組

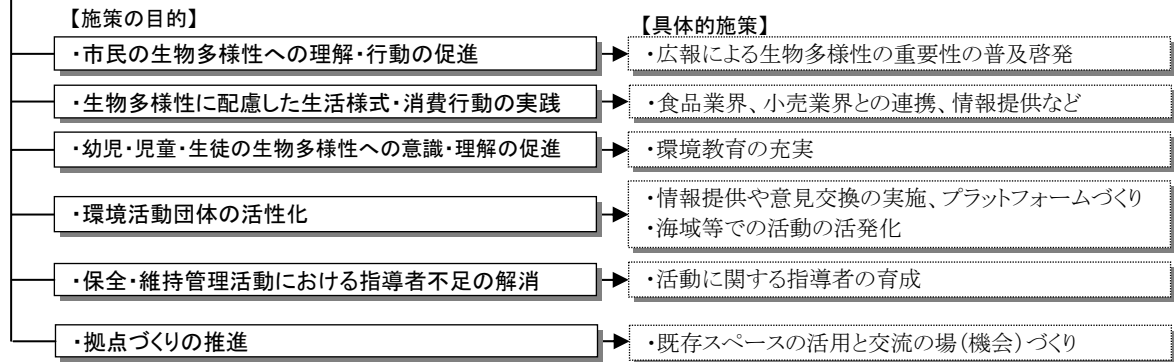
2.3 施策の方向性と目的

概ね 15 年後を見据えた行政が取り組むべき長期的施策として、地域戦略に盛り込むべき 8 つの施策の方向性と目的を示す（図－3）。



図－3 地域戦略に盛り込むべき 8 つの施策の方向性と目的

施策の方向性 1：ひとづくり・場づくりの推進



【現状と課題】

- ・ 2007（平成 19）年 2 月に実施した「生物多様性に関する市民アンケート調査」によると、「生物多様性の言葉について知っている」と回答した市民は約 3 割にとどまっている。また、昨年の Y150 ヒルサイドイベントにおいて募集した「市民の環境や行動への思い・宣言」の集計結果（1,960 件）によると、「ゴミの減量への取組」の約 36%をトップに「節電などの脱温暖化の取組」が約 23%と続き、「生物多様性の保全」についての件数はゼロであった。このように市民全般としては、生物多様性に関する意識は高いとはいえない。
- ・ 2007（平成 19）年 1 月に実施した「環境教育に関するアンケート調査」によると、環境問題に関心のある人は約 98%を占め、また、すでに何らかの行動をしている人は約 55%であった。横浜 G30 プランを達成した市民力に代表されるように、市民の環境意識や環境行動力は高く、生物多様性の保全に向けた行動を起こしていくことは期待できる。
- ・ 市内では、2,600 を超える環境活動団体が活動している。このような特徴を生かし、さらなる活性化を進めていく必要がある。その一方で、里地・里山*、里川*の保全・維持管理については、生物多様性の視点からの取組は、必ずしも十分な状況にあるとはいえないため、生物多様性の保全に配慮した指導ができる人材の育成が必要である。また、海域でも多くの市民活動が展開されている。
- ・ 市内で生物多様性に関するデータについては、市内の様々な場所や個人により保管されており、長い目で見ると貴重なデータが散逸してしまう恐れがある。

【施策に向けて】

① 市民の生物多様性への理解・行動の促進

地域戦略の策定そのものに市民参加を図っていくとともに、広報やイベントなど、あらゆる機会と場を活用しつつ、普及啓発を行っていく必要がある。その際、生物多様性の意義を市民に分かりやすい表現で伝えることに留意すべきである。

② 生物多様性に配慮した生活様式・消費行動の実践

食品業界や小売業界との連携や市民に対する情報提供を行っていく必要がある。

③ 幼児・児童・生徒の生物多様性への意識・理解の促進

横浜市では、2005(平成 17)年 2 月に「横浜市環境教育基本方針」を策定し、また、それに

基づき 2006(平成 18)年 3 月には「横浜市環境教育アクションプラン」を作成し、パイロット事業も展開している。こうした環境教育の取組と連動させ、また横浜市教育委員会事務局等とも連携しながら、保育園・幼稚園・学校教育において、自然や命を大切に感じる感性を養い、生物多様性への意識や理解を深めることが必要である。また、環境教育出前講座*事業において生物多様性に関するプログラムの新設・充実を行うべきである。

④ 環境活動団体の活性化

環境活動団体に対し、生物多様性に関する情報提供や意見交換の実施、ESD*や RCE*なども含めたプラットフォームづくりなどによる支援を継続的に続けていく必要がある。この場合、区役所との連携は必須である。

また、海域においては、山下公園や海の公園前等での取組を拡大させ、活動をさらに促進していく必要がある。

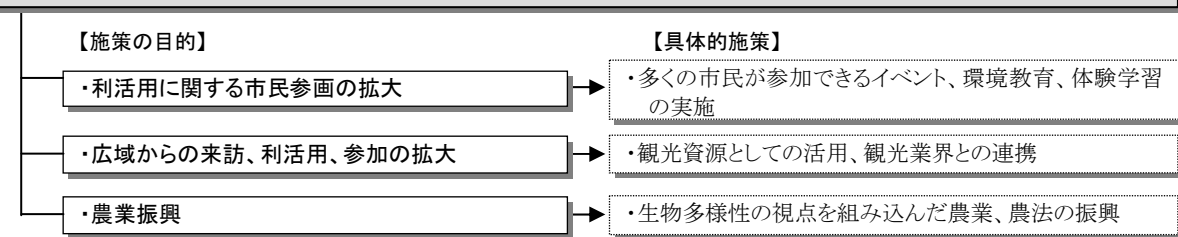
⑤ 保全・維持管理活動における指導者不足の解消

横浜市では、「横浜みどりアップ計画（以下「みどりアップ計画」という）」において「森づくりリーダー等育成事業*」の取組を進めているところだが、広報やイベント等で積極的な PRを行い、このような取組をさらに推進していく必要がある。

⑥ 拠点づくりの推進

みどりアップ計画の「みどり愛護会*、森づくりボランティア活動拠点整備事業」など既存の取組に加え、例えば海で活動する団体などへの活動の拠点に関する支援についても、既存のスペース等の活用などにより推進するべきである。また、生物多様性に関する取組事例発表会や意見交換会などを実施し、市民・環境活動団体・企業などの交流の場（機会）づくりに取り組む必要がある。

施策の方向性 2：様々な場の利活用の推進



【現状と課題】

- ・ 横浜には郊外部の市民の森などの樹林地、まとまりのある農地、河川・池の親水空間、海辺などがあり、市民や企業の生物多様性についての理解や関心を高めるためには、何よりも豊かな自然や生物にふれ、それらを大切に感じる感性を養ってもらうことが重要である。
- ・ 「こんな場所が横浜にあったんだ」「横浜の風景とは思えない」といった声が聞こえる場が横浜市には多く存在する。多くの人が訪れることで自然（生物の生息・生育の場）が劣化する懸念もあるが、皆で大切に自然環境を守っていくという視点からは、横浜の自然を知ってもらうことが大切である。
- ・ 横浜市における里地・里山*、里川*などは人為的働きかけ、つまり土地所有者の方々などが生活文化や慣習の中で守ってきたケースが多い。横浜市は、新たに転入してくる人が多く、そうした人々が、住んでいる地域の文化や歴史などを理解、尊重し、地域社会に溶け込んでいくことも重要である。
- ・ 市民や企業による利活用をしやすいするため、場を知ってもらう広報、参加型イベントの促進に加えて、環境資源だけでなく港や歴史的建造物、みなとみらい・元町・中華街など横浜を代表する地域資源や観光資源を含めた、観光やエコツアーの展開も必要である。
- ・ 横浜市は、大消費地であると同時に、農地が市域面積の約 7.5%を占めており、農地や住宅が共存しているという点から、農業振興は重要な取組といえる。現在は年々農地面積が減少していることや農家の後継者不足などが大きな課題となっており、みどりアップ計画の中で、対策を進めているところである。

【施策に向けて】

① 利活用に関する市民参画の拡大

樹林地や農地、河川、海域などの利活用に向け多くの市民が参加できるようなイベント、環境教育、体験学習などを実施する。イベントなどを通じ、「場」での交流を推進するためには、環境活動団体や自治会町内会などが主導し、行政は支援する立場が望ましい。

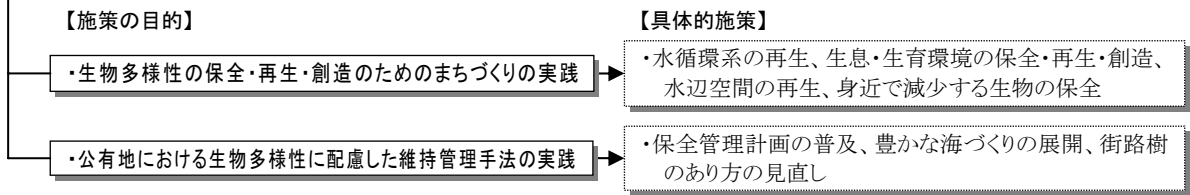
② 広域からの来訪、利活用、参加の拡大

横浜の持つ樹林地や海、河川、農地など様々な環境資源を観光資源として捉え、観光業界と連携しながら、例えばバードウォッチングの実施や横浜の伝統文化の普及などを行なっていくことが重要である。

③ 農業振興

横浜の農業振興と農地の保全は重要であり、現在、みどりアップ計画においてその推進に取り組んでいるが、さらに、農業や農法にも生物多様性の視点を組み込んだ環境保全型農業*の育成を強化するべきである。

施策の方向性 3 : 生物多様性に配慮したまちづくりの実践



【現状と課題】

- ・ 横浜は、郊外部に連なる丘陵地、そこを水源として縫うように水路、河川がある。この地勢的特色が横浜の生物多様性の環境を生み、豊かなものにしている。また、横浜の恵まれた水とみどりの環境は、健全な水循環がもたらしており、今後とも多様な生息・生育環境を維持していくためには、水循環の健全性を高め、水とみどりの豊かさを再生するとともに生態系ネットワーク*に配慮したまちづくりが何よりも重要である。
- ・ 生物の生息・生育環境（樹林地、農地、淡水域・海域など）が年々減少、劣化している。これは、多くの樹林地や農地が民有地であり、土地所有者が相続などにおいて手放す、あるいは土地利用転換せざるを得なくなっていることに起因している。また、淡水域（河川・池）及び海域についても、これまでの整備の過程で、生物の生息・生育環境に適さない構造となっているためである。
- ・ 樹林地や農地の保全については、みどりアップ計画において推進しているが、計画では対象外となっている小規模なみどりなど生物多様性から重要視される生物の生息・生育環境の保全が必要である。
- ・ 河川では、近年の整備において多自然川づくりなどの手法を導入し、安全の確保と生息・生育環境の再生の両立が図られている。今後は、すでに整備が完了した箇所、自然回復・再生を図るべきである。一方、海域では、港湾機能、産業立地が施策の中心となっており、今後は港湾機能の充実とともに海の豊かさを取り戻す施策立案が必要である。
- ・ まちづくりにおいては、生息・生育環境を増やしていく取組は進んでおらず、関内・関外地区、みなとみらい地区、横浜港周辺、横浜駅周辺などでは、今後、生物多様性の創造を積極的に取り入れていくべきである。このことがまちづくりの魅力につながると考えられる。
- ・ 生息・生育環境の保全が図られている地域では、例えば、樹林地や淡水域（河川・池）・海域での豊かな生物の生息・生育環境の回復、維持の取組をさらに推進すべきである。現在、一部の市民の森や公園などで保全管理計画に基づいた維持管理（順応的管理）が行われている。また、淡水域（河川・池）・海域でも保全管理計画の策定までには至っていないが、魚類や鳥類、植物に着目した取組が行われているため、これらの拡大を図るべきである。

【施策に向けて】

① 生物多様性の保全・再生・創造のためのまちづくりの実践

[水循環系の再生の推進]

良好な水循環は、河川や水路の水量増加による豊かさの再生、あわせて、海域の水環境の回復にもつながる。さらに、豊沃な土壌への貢献や地下水の再生、湧き水の回復などもあり、

都市化した横浜における生物多様性の回復のためには、取り組まなければならない最も重要な課題の一つである。樹林地や農地の保全だけでなく、雨水浸透策*の推進など水循環系の再生に向けた様々な施策を展開すべきである。

[生息・生育環境の保全]

みどりアップ計画や他の施策や制度と連携し、樹林地、農地、淡水域（河川・池）・海域の保全を図る必要がある。また、規模は小さいものの地域の貴重な生物の生息・生育環境がある場合については、例えば地区計画*などを活用して、保全を図るなどの取組を行うべきである。

[身近で減少する生物の保全]

身近で減少している生物を保全するため、まずは地域の状況について認識・情報共有するとともに、各主体が連携して保全のための取組を行う必要がある。

[生息・生育環境の創造]

自然環境が乏しく、生物の生息・生育環境が少ない都心部などの地域では、公園や民有地のオープンスペースの活用、水辺空間の復元など、まちづくりの中で積極的に創造していく必要がある。

[生物多様性に配慮した水辺空間の再生]

河川や水路は日常生活の身近な水辺空間であり、多自然川づくりの発想で、魚類、鳥類、植物との共存をはかる再整備が求められる。特に、横浜には農地の用水路の役割を果たしていた水路が多くあり、豊かな自然空間として再生することが重要である。

② 公有地における生物多様性に配慮した維持管理手法の実践

[保全管理計画の普及]

樹林が豊富な公園や保全された樹林地で、順応的管理を普及させるため、環境活動団体や行政が連携して保全管理計画の立案・策定を図るべきである。また、小規模な公園や河川・池などにおいても、愛護会*などと連携し、生物多様性の視点から環境教育へもつなげていくよう取り組むことが重要である。そして策定された保全管理計画を順応的に見直していく必要がある。

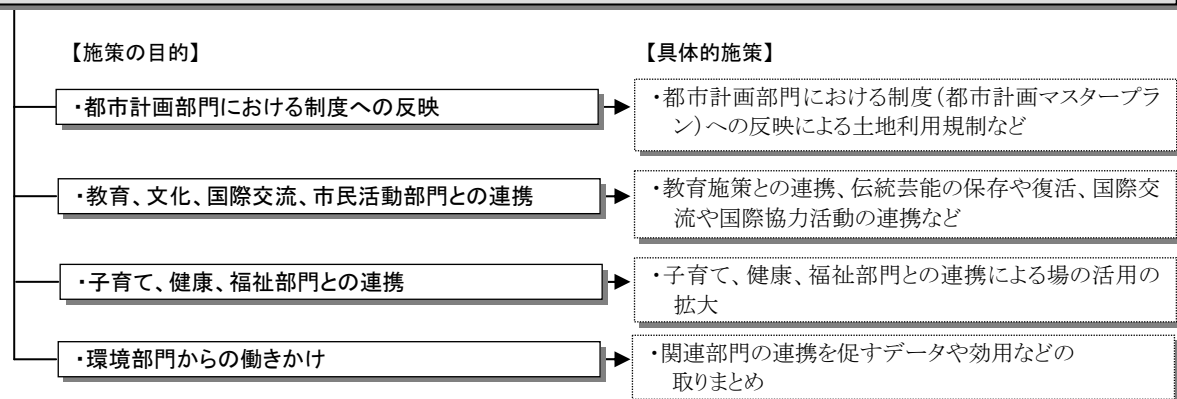
[豊かな海づくりの展開]

横浜港（東京湾）は、閉鎖性海域*であり、主として窒素・リンなどによる富栄養化に対する環境改善を進めてきた。今後は、さらに、浅瀬や干潟*を含めた生物の生息・生育環境の回復という視点が必要である。また、海の豊かさとして藻場、在来の魚類・貝類などの種*数や個体数などを回復させ、それが水質改善につながるなど環境政策の基軸の一つとして構築すべきである。

[街路樹のあり方の見直し]

管理経費の関係などから、街路樹は過剰剪定になりがちであるが、鳥類・昆虫類などにとって貴重な餌場、生息・繁殖の場であり、みどりが少ない市街地では生物多様性の視点からも重要な資源である。行政として街路樹のあり方を改めて整理し、生物多様性を踏まえた管理計画を策定することが必要である。また、策定の過程では、沿道住民とのコミュニケーションを重視すべきである。

施策の方向性 4：関連部門との連携によるしくみづくりと取組の推進



【現状と課題】

- ・ 生物多様性の取組は、市民一人ひとりのライフスタイルから中長期の都市計画まで関係があることから、環境部門だけでなく、関連部門と連携し、生物多様性の保全・再生・創造の視点を組み込んだ総合的な取組を推進する必要がある。
- ・ 横浜市では、都市計画や特別緑地保全地区*など国の法律による制度、そして市民の森や緑地保存地区など横浜市の条例によって、まとまりのあるみどりを保全してきた。しかし、希少種の存在やその場所が持つ地域特性など生物多様性の視点を盛り込んだ制度は現在整備されていない。
- ・ 教育や文化、国際交流部門等との連携も欠かせない要素である。横浜市教育委員会事務局は、平成 21 年度から小中学校での総合学習の再構築として「横浜の時間」を創設し、全ての教育活動の中で環境教育を実施するよう取り組んでいる。今後はそうした取組の中に、さらに生物多様性の考え方を盛り込んでいく必要がある。また、歴史・伝統文化に関する部門については、生物多様性が伝統文化の保存・継承の重要な背景・要素となっているという認識を、まずは共有していく必要がある。
- ・ 横浜市の重要な政策である子育て、健康、福祉部門において、生物多様性の恩恵を享受することは、非常に大切である。豊かな自然や生物にふれることで、健康で精神的にも豊かな生活を送ることができるという視点が重要である。

【施策に向けて】

① 都市計画部門における制度への反映

「都市計画マスタープラン*」における環境配慮事項について、新たに生物多様性の視点を加えることや、「地区計画*」や「地域まちづくり推進条例」を活用することなどにより、生物の生息・生育環境の保全を図るべきである。

② 教育、文化、国際交流、市民活動部門との連携

環境教育の中で生物多様性の重要性をより高めていくことが必要であり、将来的には、生物多様性を核とした環境教育が指導要領に明記されることを目指していくべきである。また、地域の里地・里山*、里川*の保全・再生を通して、かつての伝統文化を復活させるとともに、関係部門や地域、環境活動団体等と連携しながら、保存・継承していく必要がある。

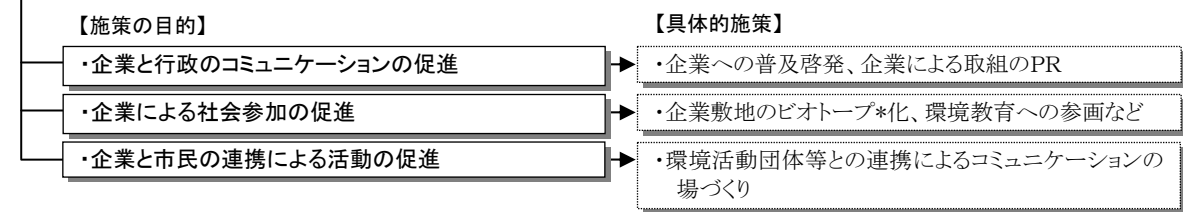
③ 子育て、健康、福祉部門との連携

親子での自然や生物とのふれあい、健康づくり事業など各部門の施策や取組を展開していく場としてより一層活用され、多くの市民に自然や生物による恵みを実感してもらえるよう、これらの部門と連携を図る必要がある。

④ 環境部門からの働きかけ

従来縦割りから脱却し、より関連部門と連携していくためには、環境部門からの積極的な働きかけが必要である。特に、生物多様性に関するデータやその効用などについて、関連部門が行動しやすいよう取りまとめるべきである。また、定期的なセミナーやニュースレターなどにより、市職員への積極的な働きかけを行い、職員の意識向上を図っていくことも重要である。

施策の方向性 5：企業による社会参加の拡大



【現状と課題】

- ・ 第5章1(4)「企業の動向」でも述べているが、近年、様々な企業が生物多様性に関する社会貢献活動に取り組みつつある。2009(平成21)年3月には、日本経済団体連合会が「日本経団連生物多様性宣言」(P37表-3)を発表するなど、生物多様性に配慮した社会貢献活動への機運がさらに高まっているところである。
- ・ 企業の生物多様性に関する対応は、様々である。例えば、鉱業や農林水産関連業などの資源採取型企業や紙パルプや住宅産業のような資源依存度の高い企業と、一般的な製造業や小売業では、生物多様性との関わり方は大きく異なっている。また、グローバル企業の対応については、環境NGO*などにも注目されており、天然資源の利用や自然環境の改変を伴うプロジェクトについては、細心の配慮が必要となっている。
- ・ 生物多様性に対する世論が高まりつつある中、企業行動における取組も注視されており、消費者が商品選択時に考慮する要素や企業そのもののイメージにもつながっている。特に、これからは脱温暖化行動との連携で、温暖化の緩和および二酸化炭素の吸収源としての国内外の森林保全の取組なども重要になってくる。
- ・ 市内には、敷地内にビオトープ*を設置している企業も複数あり、社独自の生態調査の実施や市民開放なども行われている。例えば、京浜臨海部において、「京浜の森づくり事業*」として敷地内の緑化を推進するとともに、市民・企業・行政等の協働による継続的なトンボ調査など積極的な活動も行われている。
- ・ 横浜市では、企業の社会貢献や環境活動に対する表彰(「横浜環境活動賞」)や、ホームページでの企業の取組紹介、環境教育に関する研修の実施など、社会参加を促進する様々な取組を行っている。今後は、社会参加にとどまらず、企業の本業を通じての取組を促進していく必要がある。

【施策に向けて】

① 企業と行政のコミュニケーションの促進

現段階では、企業において生物多様性の認識は高いとはいえないため、商工会議所などと連携し、生物多様性の重要性をPRする必要がある。また、行政は、市内企業の生物多様性に関する取組について情報収集し、市民へPRすべきである。その際は、特に製造業などにおける原材料や資源の調達のプロセスなど、市民の意識啓発にもつながる視点からの取組が重要である。

② 企業の社会参加の促進

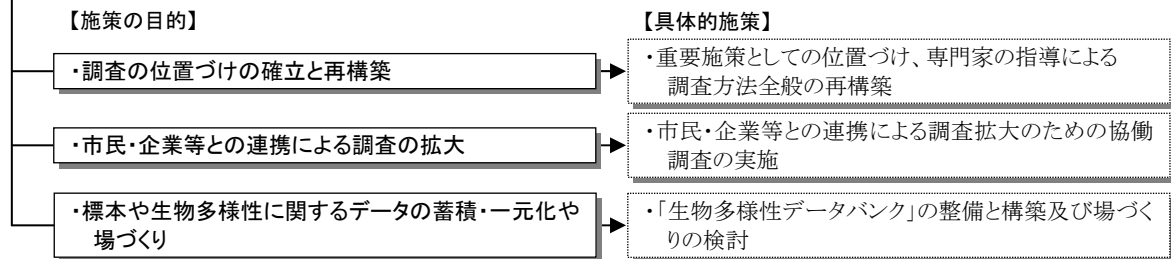
敷地を活用したビオトープ*の設置や市民開放などにより、企業は地域と連携・交流し、さ

らに、環境教育への参画などを積極的に行うべきである。その際、行政や環境活動団体のコーディネートにより、連携が強化されることが望ましい。

③ 企業と市民の連携による活動の促進

企業と市民の対話、例えば、原材料や資源の調達、製造工程などにおける生物多様性への配慮を市民に伝え、そのことが市民の消費行動につながるなど、環境活動団体などと連携してコミュニケーションの場を設け、活動を促進していくことが重要である。また、企業・市民・環境活動団体・行政等の連携を促進する生物多様性のプラットフォームづくり（ウェブ上も有効）が必要である。

施策の方向性 6：継続したデータの蓄積



【現状と課題】

- ・ 環境や生物などの基礎的データについては、生物多様性に関わる施策を進めていく上で、ますます重要なものとなる。特に、都市計画などのまちづくりの分野との連携のためには、データが不可欠である。
- ・ 横浜市では、横浜市環境科学研究所による源流域やため池、海などにおける調査・研究が行われている。そうした調査・研究の成果として、例えば河川調査の結果に基づき魚類が住みやすい環境を提言することで、全市的に河川の落差の緩和が進むなどの保全施策に結びついた例もある。今後は、市域内の種*及び生態系*の多様性とその保全・再生・創造の視点からのモニタリング手法の検討や、継続的なデータの取得・蓄積を念頭においた調査・研究を進めていく必要がある。
- ・ 市民との協働調査では、市内に生息する動植物を調査する「市民協働生き物調査」事業を実施しており、2008（平成 20）年 4 月から植物・鳥類を対象として、2009（平成 21）年 4 月から哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫類を対象として調査を実施している。また、東京湾一斉調査*等、市民、企業、関係団体と連携した取組も進んでいる。
- ・ 行政だけでなく、市内の環境活動団体や企業などがそれぞれの敷地や活動エリアで独自に調査を実施しているケースが多いと考えられるが、どこでどのような主体による調査がどの程度行われているか、行政が正確に把握していないことが課題である。
- ・ 先進諸外国では、開発などによる生態系*への負の影響を回避、最小化する方策とともに、別の場所に生態系を構築して補償し全体の生物多様性の損失をゼロにする「生物多様性オフセット制度」の動きも進んでいる。生物多様性オフセットには、開発などによる生態系*への影響を定量的に評価する手法が必要であり、横浜市でも環境影響評価における生態系*の予測・評価の参考として、「HEP*（Habitat Evaluation Procedure）」と呼ばれる評価手法を活用した事例がある。

【施策に向けて】

① 調査の位置づけの確立と再構築

横浜市では、生物に関するデータが不足しており、これまでも陸域及び淡水域（河川・池）で生物調査を実施しているが、十分な活用には至っていない。厳しい財政状況が続く中で、継続的な調査を実施し、かつ、施策に反映していくためには、生物多様性に関する調査の重要性を踏まえ、重要施策のひとつとして位置づけることが必要である。そのためには、これ

まで蓄積してきたデータやノウハウを生かしつつ、調査の対象、範囲、評価方法など調査方法全般について専門家の指導により再構築するべきである。

また、環境影響評価や都市計画制度への反映のためには、客観的かつ実効性のあるしくみづくりが重要である。特に、生態系*の影響への定量的評価手法の積極的な導入や、開発による負の影響を回避、代償するための方策を横浜市としても検討するべきである。

② 市民・企業等との連携による調査の拡大

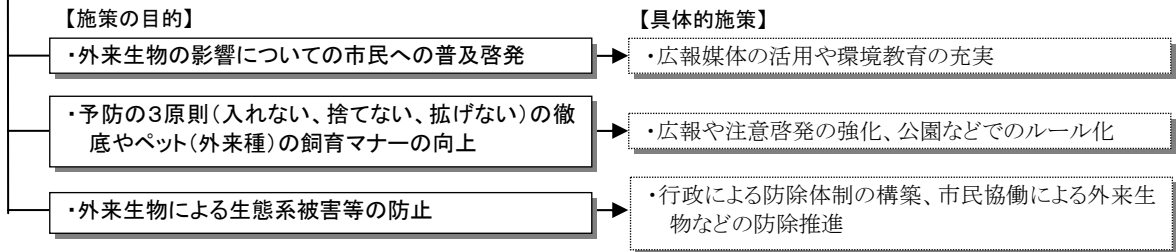
調査を行っている環境活動団体・企業等と連携し、行政による調査とあわせてデータの蓄積・整理を行うとともに、調査エリア・項目拡大のために協働調査を実施し、さらにデータの充実を図るべきである。

③ 標本や生物多様性に関するデータの蓄積・一元化や場づくり

市内で様々な主体により実施されている調査によって得られる標本やデータなどを蓄積し、一元化・共有化する「生物多様性データバンク」の構築・整備と場づくりを検討すべきである。

また、レッドデータブック*の記載事項を横浜市として活用していないため、まずはこれらのデータ整理から始めるべきである。

施策の方向性 7：外来生物の防除や飼育マナーの向上



【現状と課題】

- ・ 横浜市では、人によって持ち込まれたブラックバス*、ブルーギル*、アライグマ*、タイワンリス*、アレチウリ*などの外来生物法における特定外来生物が数多く生息・生育しており、こうした外来生物*による生態系*の攪乱、生物多様性の損失は深刻な問題となっている。
- ・ アライグマ*による生活被害への対策としては、神奈川県アライグマ防除実施計画がある。近年は捕獲数が若干減少しているが、個体数の減少につながっているかは不明であるので、今後さらなる計画的な防除が必要である。
- ・ タイワンリス*については、近年、冬場に木々の皮をかじる、小鳥の巣を襲うなどの、生態系*にかかわる被害が目立つようになってきたが、現在これらを計画的に防除する方法が乏しいことなどが課題である。
- ・ 横浜に従来から生息・生育する生物を守るため、今後は、より積極的な取組が必要である。

【施策に向けて】

① 外来生物*の影響に関する市民への普及啓発

外来種の影響に関して、様々な広報媒体を活用するとともに、地域における環境教育の充実を図っていく必要がある。

② 予防の3原則（入れない、捨てない、拡げない）の徹底や、ペット（外来種）の飼育マナーの向上

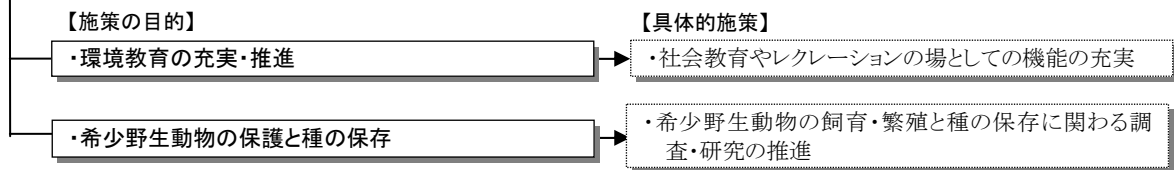
まずは外来生物*被害予防の3原則（入れない、捨てない、拡げない）についての広報の徹底、注意啓発の強化、公園などでのルール化を行っていく必要がある。

③ 外来生物*による生態系*被害等の防止

外来生物*による生態系*への被害を防止するため、神奈川県や区役所等、関係機関との連携を図り、体制を構築するとともに、専門家の派遣や愛護会*等との連携により、防除のための取組を進めていく必要がある。

さらに、外来生物*の問題解決に向けた施策の検討を進める必要がある。

施策の方向性 8：動物園と繁殖センターにおける取組の推進



【現状と課題】

- ・ 横浜市の各動物園の役割は、希少な野生動物の保護と繁殖、動物の生態や繁殖等の調査・研究、社会教育やレクリエーションの場の提供であり、各園の特色を活かして、展示やふれあい体験など様々な取組が行われている。
- ・ また、よこはま動物園内に併設されている「繁殖センター」は、動物園のために作られた施設としては国内初の取組であり、主に希少野生動物の飼育・繁殖や種*の保存に関わる調査・研究を行っている。

【施策に向けて】

① 環境教育の充実・推進

展示やイベントなどの取組により社会教育やレクリエーションの場としての機能をさらに充実させ、他部署とも連携しながら、動物園・繁殖センターとして環境教育を推進する必要がある。

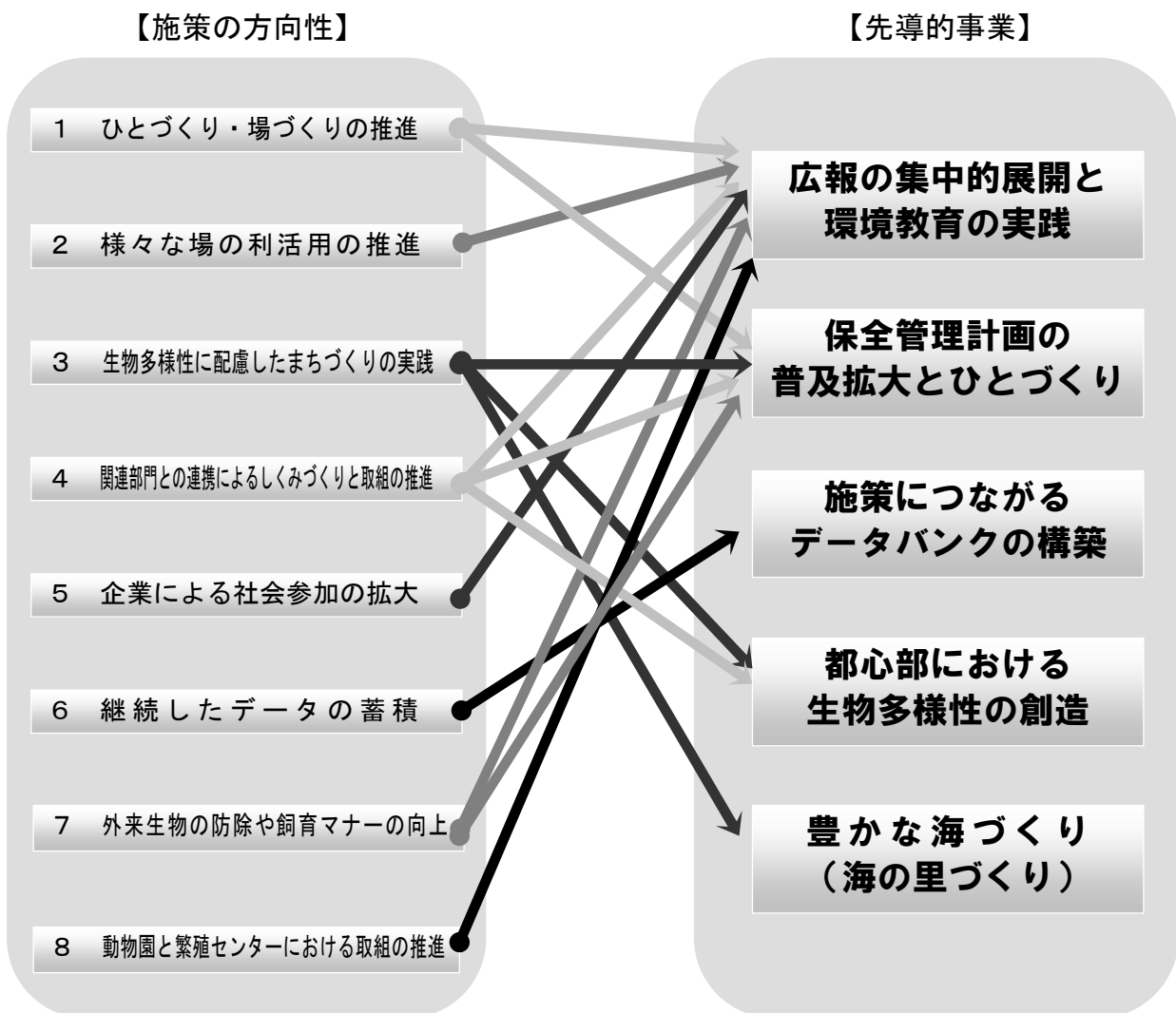
② 希少野生動物の保護と種*の保存

希少野生動物の飼育・繁殖と種*の保存に関わる調査・研究を今後も着実に推進するとともに、そうした取組をより積極的に市民に PR することで、市民の生物多様性への認識や普及啓発につなげることが必要である。

第3章 先導的事業

生物多様性の取組は、中長期的に着実に推進しなければならない。一方で、市民意識や施策体系などの現状を踏まえ、施策として先行して実施する、つまり、先導的役割を担う取組も重要である。

そこで、広報や環境教育、保全管理計画の普及やひとづくり、データバンクの整備などの基盤的事業を、そして都心部や海など実際の場で展開する事業を、概ね5年の間にまず先行して強く推進していくべき「先導的事業」として提案する（図－4）。



図－4 施策の方向性と先導的事業の関係

先導的事業 1

広報の集中的展開と環境教育の実践

～まずは市民・企業の誰もが生物多様性を知り、理解できることを目指す～

(1) 目的・背景

- ・ 横浜の市民・企業の環境意識は高いといえるが、現段階では、市民・企業の生物多様性に対する認知度は低い。第2章3の施策の方向性 1「ひとづくり・場づくりの推進」にあるように、生物多様性の保全・再生・創造を実現するためには、市民一人ひとりの意識による生活様式・消費行動の実践や企業の行動などが左右するといっても過言ではない。
- ・ 多くの市民・企業が生物多様性の重要性を「知る」、「理解する」ことが喫緊の課題であり、そのためには、これまで以上に広報の役割が重要となる。
- ・ 本年は国際生物多様性年であり、COP10*が開催されるなどマスコミで取り上げられることが特に多い。こうした機会を生かし、集中的に市民・企業へ周知を図ることが必要である。
- ・ 環境行政において様々な広報が展開されているが、より戦略性を持って、生物多様性の重要性を周知していくことを検討すべきである。
- ・ 広報と連携して環境教育として取り上げる題材の整合を図り、例えば、2010、2011（平成 22、23）年度は生物多様性をメインテーマとするような対応を図ることが有効である。

(2) 取組の方向性

2010、2011（平成 22、23）年度は、多くの市民・企業に生物多様性の重要性を周知することを目標として、集中的に広報を展開すべきである。

- 地域戦略策定への参加を通じた普及啓発
- 横浜の生物多様性の取組についてのキーワード公募
- 動物園でのイベントなどを通じた普及啓発
- みどりアップ計画の取組など多様な施策との連携
- 生物多様性を題材とした体系的な環境教育プログラムの構築と実践
- 樹林地、農地、公園、河川、海域などでの市民・企業の活動についての情報発信
- 外来生物*の問題やペットの飼育マナーの向上に向けた情報提供、普及啓発

先導的事業 2

保全管理計画の普及拡大とひとづくり

～生物多様性に配慮した保全管理の拡大とそれを担う人材の育成～

(1) 目的・背景

- ・ 現在、市内で生物多様性に配慮した保全管理が行われている主な事例としては、小雀公園（戸塚区）、舞岡公園（戸塚区）での里山管理、横浜市と土地所有者や愛護会*などの関係団体、市民等と協働で策定した円海山近郊緑地特別保全地区、鴨居原市民の森（緑区）、追分市民の森（旭区）、矢指市民の森（旭区）における緑地保全管理計画が挙げられるが、まだ数は少ない状況である。
- ・ 横浜の樹林地において生物多様性の健全性を確保するためには、保全管理の普及拡大が必要であるが、現段階では人材も含め限界がある。地域住民や企業など担い手の育成が求められるため、すでに計画に基づき保全管理が行われている公園や樹林地でのノウハウを環境教育に活用することなどを検討すべきである。その際、学校の参加促進も効果的である。
- ・ みどりアップ計画（新規拡充施策）で取り組んでいる、担保された樹林地における保全管理計画の策定などにおいて、より一層生物多様性の視点を強化し展開していくことが望ましい。
- ・ 横浜市には、人によって持ち込まれたブラックバス*、ブルーギル*、アライグマ*、タイワンリス*、アレチウリ*などの外来生物*法における特定外来生物*が数多く生息・生育しており、こうした外来生物*による生態系*の攪乱、生物多様性の損失は深刻な問題となっている。

(2) 取組の方向性

現在の取組を拡大し、さらに「環境教育出前講座*事業」での活用など、ひとづくりの視点で進めていく必要がある。また、必要に応じて、保全管理計画の見直しを行うことが重要である。

- みどりアップ計画の樹林地保全に関する取組のより一層の推進
- 環境教育出前講座*事業の活用
- 小規模な公園や河川・池等での取組の普及拡大(植栽地の順応的管理、愛護会*との連携など)
- 地域、学校などと連携した樹林地での生物調査など
- 外来生物*の防除推進

先導的事業 3

施策につながるデータバンクの構築

～生物多様性に関わる様々なデータをさらに充実～

(1) 目的・背景

- ・ 横浜市では、これまで陸域・淡水域（河川・池）で生物の生息・生育調査を実施しているが、データが不足しており、また必ずしも十分には活用されていない。
- ・ 今後、施策として生物多様性の保全・再生・創造を継続的に進めていくためには、専門的なデータを十分に活用できるよう、整理する必要がある。
- ・ 特に、今後とも厳しい財政状況が続く中、継続的に調査を実施し、かつ施策に反映していくような生物多様性に関する調査の位置づけが求められる。そのためには、これまでのデータやノウハウを生かしつつ、調査の対象、範囲、評価方法など調査方法全般について専門家の指導により再構築すべきである。
- ・ 行政だけではなく、環境アセスメント*による事業者の調査、環境活動団体による調査、大学などの自主研究など多岐に渡る調査がなされている。それらをデータベース化して共有化することが求められる。特に、現在はレッドデータブック*の記載事項すら市として活用していないため、これらのデータ整理からまず始めるべきである。

(2) 取組の方向性

- 施策展開につながる生物多様性に関する調査体系の再構築
- 各種取組の効果の把握
- 行政だけでなく、企業、大学、環境活動団体などによる調査データも含めた「生物多様性データバンク」の構築と場づくりの検討

都心部における生物多様性の創造

～関内・関外地区、みなとみらい地区、横浜駅周辺地区などでの生物多様性の創造～

(1) 目的・背景

- ・ 横浜の都心部は、計画的なまちづくりにより個性豊かな街並みを形成してきた。これにより、商業・業務などの都心機能の集積が図られ、徐々にまちとして成熟期を迎えつつある。
- ・ 現在の都心部は、街路樹や民有地でのオープンスペースの緑化などが行われているが、水、みどりの自然空間は十分ではない。さらに、近年は「都市が選ばれる時代」として都市間競争の激化が言われており、今後は都市の機能強化が求められている。
- ・ 都心部の魅力づくりとして、生物多様性の創造を目指し、みどり、水、土の空間を増やし、例えば、横浜本来の植物や鳥類、昆虫類などが戻ってくれば、まちの新たな魅力となる。

(2) 取組の方向性

関内・関外地区、みなとみらい地区、横浜駅周辺地区などの都心部で、まちづくりの進展とあわせ、次の取組を推進する。

- 河川や海域沿いの親水空間の創造
- 河川、海域での生態系の回復
- 公園、オープンスペース、建物の屋上等を活用したさらなるみどり空間の創造
- 街路樹を含めた地域のみどりの保全管理計画の策定

先導的事業 5

豊かな海づくり（海の里づくり）

～横浜港における市民協働による海域生物を活用した豊かな海づくりのスタート～

（１）目的・背景

- ・ 横浜の海岸線は、野島海岸と海の公園を除き、多くがコンクリートの鉛直護岸により形成され、ムラサキイガイ*やミドリガイ*などで覆われている。
- ・ 横浜港の水環境は、公共下水道の整備などにより大幅に改善したが、依然として赤潮*や貧酸素水塊*の発生、降雨時の水質低下などの課題がある。
- ・ 横浜では、海域生物の持つ水質浄化能力に着目し、海域の地形や生物相などの特性に合わせた浄化手法を市民と共に考え提案することを目的として、「きれいな海づくり事業」を山下公園前の海域等で展開している。
- ・ 中長期的な取組により、海域生物が復活した豊かな水環境を持つ横浜港を実現できれば、市民にとって海は非常に身近な存在となる。
- ・ 海に関しては、すでに多くの市民活動が展開されており、環境活動団体や企業との連携も重視し、市民協働の促進につなげるべきである。

（２）取組の方向性

中長期的に取り組んでいく視点で、生物にとっても人にとっても快適で豊かな海の里づくりに取り組んでいく必要がある。そのため、下水道事業による高度処理・合流式下水道の改善などの対応とともに、市民協働の取組をさらに進めていく必要がある。

- 現状把握、対策方法などの計画づくり
- 市民への豊かな海づくりの重要性の普及
- 浅瀬や干潟*での市民協働などによる水質浄化の取組の推進
- 環境活動団体などと連携した、児童・生徒による生物調査を通じた環境教育の実施
- 底質改善として浚渫・覆砂しゅんせつ ふくさや海域生物を活用した底質改善の推進

第1章「横浜の生物多様性の目指す姿」及びそれに向けてどのように取り組んでいくべきかを示した第2章「施策の方向性と目的」を実現していくために、「生物多様性横浜戦略（仮称）」における策定のねらい及び構成について、以下のとおり整理する。

4.1 策定のねらい

（1）生物多様性の重要性に対する世論（ムーブメント）を引き起こす

「様々な主体と協働しながら、横浜市民全員で取り組む」ためには、地域戦略の策定により、生物多様性の重要性に対する世論（ムーブメント）を起こしていくことが求められる。そのため、環境に関心のある人を主体としたこれまでの政策運営を転換し、関心の高い人から環境そのものに関心の低い人までを視野に入れた政策とする必要がある。

（2）様々な主体の取組が進み、実効性のある施策につなげる

地域戦略の策定により、多くの市民・企業が生物多様性の重要性や価値を認識するとともに、生物多様性の保全・再生・推進に向けた様々な主体の取組を活発化し、さらには、地域における歴史・伝統文化などへの関心を高め、地域でのコミュニティ活動の活発化につなげることが望ましい。あわせて、生物多様性の意義、趣旨、目的、危機などを明確に示し、実効性のある個別施策の立案・実行につなげていくことが求められる。

4.2 地域戦略の構成 ～市民とともに成長し続ける地域戦略～

上記で述べた策定のねらいを達成するため、横浜における地域戦略は、まずは分かりやすいものとするのが第一である。

そして、「市域版」と「環境活動単位版」を合わせて、「生物多様性横浜戦略（仮称）」とすることを提案する（P32 図-5）。

（1）市域版

「市域版」は、市内全域を対象とし、第1章で示した横浜市における生物多様性の保全・再生・創造の目指す姿と、第2章で示した施策の方向性と目的を盛り込んだものとし、策定主体は横浜市とする。

（2）環境活動単位版

「環境活動単位版」は、様々な主体が様々な場ごとに作成する行動計画であり、随時策定されるものとする。

従来、こうした計画は、策定したのち数年おきに見直し・改定という形をとるが、「生物多様性横浜戦略（仮称）」は、「環境活動単位版」が積み重なり、随時更新されていく新しい形の「地域戦略」、言わば、『市民とともに成長し続ける地域戦略』となる。

今後、この「環境活動単位版」が数多く作成されることで、横浜における生物多様性の取組が推進され、ムーブメントにつながることを期待される。横浜市は「環境活動単位版」の作成を支援するとともに、作成後の情報発信や利活用のしくみづくりを行っていく必要がある。

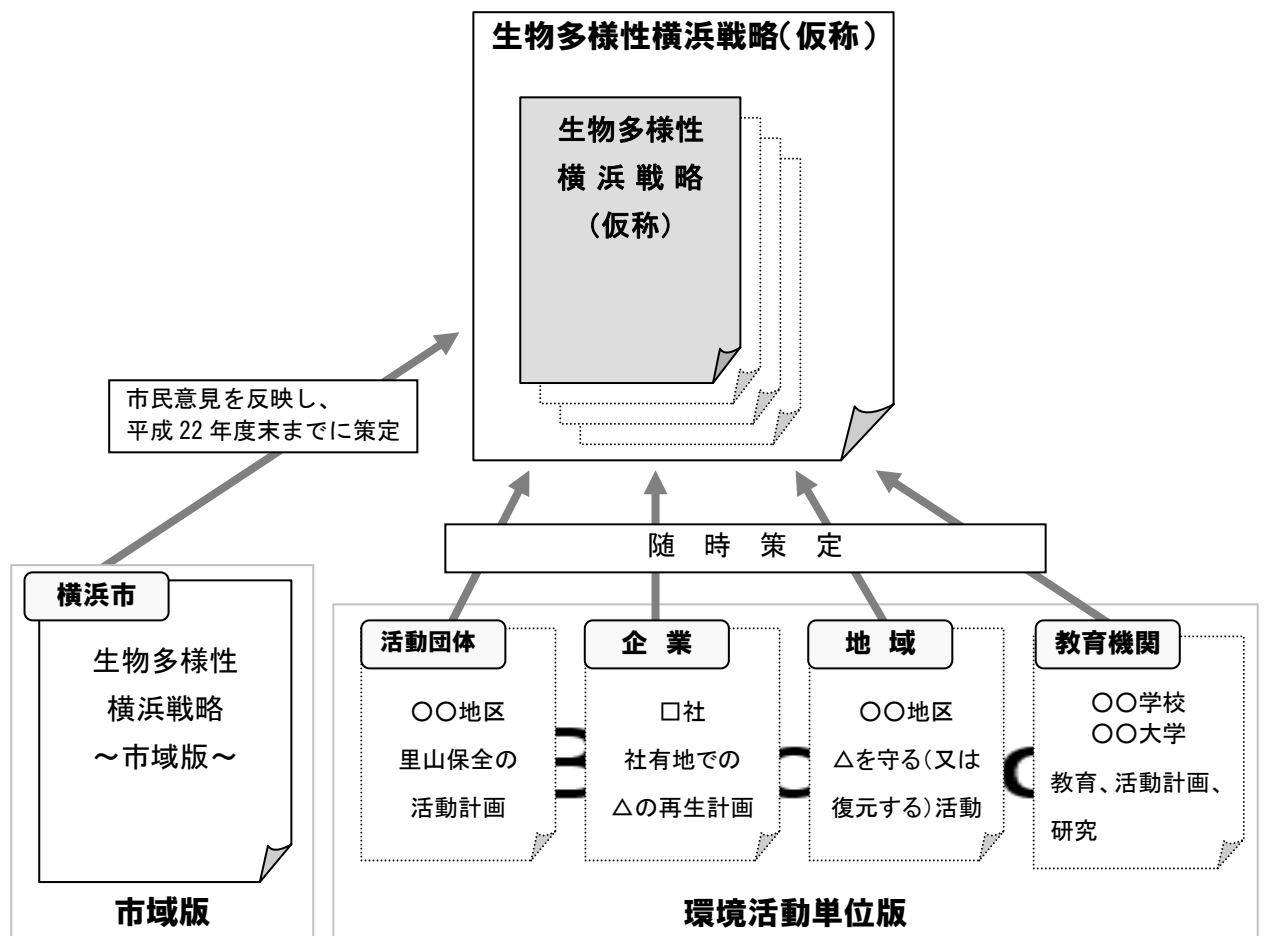
4.3 策定手法

地域戦略について、生物多様性の意義、理念などを広く伝え、また、具体的な行動につなげていくためには、策定のプロセスにおける市民の関わりが重要である。

「市域版」策定のプロセスにおいては、COP10*の開催時期にあわせて地域戦略のキャッチフレーズの市民募集や地域へ出向いて戦略を説明するキャラバン隊の実施などを行うとともに、環境活動団体との意見交換やパブリックコメント*など市民への周知・意見募集を行いながら、2010（平成 22）年度末を目途に策定することが望ましい。

「環境活動単位版」の策定については、この基本的な考え方で示す「先導的事業」が呼び水となり、基本的には、行政と連携しながら、対話型あるいは市民主体（パブリックインボルブメント*、地域主体による策定）で取組をすすめ、随時策定していくのがよいと考えられる。

また、地域戦略に位置づけられた「環境活動単位版」を積極的に情報発信し、それが刺激となり、次の「環境活動単位版」の作成につながることを期待する。



	市域版	環境活動単位版
目的	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市における「生物多様性の保全・再生・創造」に向けた方向性と施策などを取りまとめる。 広く市民への理解と行動啓発などムーブメントにつなげることをねらいとする。 環境活動単位版の作成を啓発、推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画を具体的に示す。
主体策定	横浜市	環境活動団体、企業、地域住民、学校など様々な主体
構成	<ol style="list-style-type: none"> 横浜の生物多様性の目指す姿 施策の方向性と目的 生物多様性をめぐる動き 横浜市の生物多様性の現状と課題 横浜の生物データ編 	<ol style="list-style-type: none"> 現状と課題 目指すべき方向性 主体別の役割 活動計画
位置づけと反映	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市環境創造審議会への報告・意見 市会への報告 新たな中期的計画*との連動 平成 23 年度予算への反映 	<ul style="list-style-type: none"> 行政が策定を通じて支援を行う。 策定した計画の位置づけは、例えば、環境創造審議会の意見をふまえて戦略として位置づけるなど、明確にする。 策定地区の位置づけをもとに、都市計画などとの整合を図る。

図－5 生物多様性横浜戦略（仮称）の構成イメージ・内容

5.1 生物多様性に関する国内外の動向

(1) 国際動向

1992（平成4）年に、リオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミットで「気候変動に関する国際連合枠組条約」と共に、「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約*）」の署名が開始された。そして、10回目の締約国会議にあたる COP10*は、2010（平成22）年10月18日～29日に名古屋市で開催される（P35表-1）。

2010（平成22）年は、国連が定めた「国際生物多様性年」とするとともに、2002（平成14）年の COP6 で採択された「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010（平成22）年までに顕著に減少させる（2010年目標）」の目標年にあたるため、COP10*の主な議題としては「2010年目標の達成状況の検証及び2010（平成22）年以降の新たな目標の策定」や「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）*に関する国際的な枠組みの策定」などが想定されている。

(2) 国内動向

わが国は、1993（平成5）年の生物多様性条約*締結後、1995（平成7）年に「生物多様性国家戦略」を策定した。その後2回の見直しを経て2007（平成19）年には「第3次生物多様性国家戦略」を策定した。その間、既存の国内法の運用により生物多様性条約*の実施を担保できるとしてきた。

一方で、条約締結から10年以上経過し、国際的な生物多様性に対する関心が高まり、国内法制の体系化を図る必要があった。そこで、2008（平成20）年には「生物多様性基本法*」が公布・施行された。国の「生物多様性国家戦略」策定が規定され法律上の「国家戦略」の位置付けが明確になった。また、地方公共団体については「生物多様性地域戦略」策定の努力義務規定が定められた。このため、国は2010（平成22）年に「第3次生物多様性国家戦略」を改訂した「生物多様性国家戦略2010」の策定を行った。

「生物多様性国家戦略2010」は、「第3次生物多様性国家戦略」と同じ基本戦略を掲げている（P36表-2）。また、中央環境審議会*から答申がなされた際に「中長期目標（2050年）と短期目標（2020年）を新たに設定」、「COP10*の日本開催を踏まえた国際的な取組の推進を充実」及び「COP10*を契機とした国内施策の充実・強化を実施」の3つのポイントを掲げている。

(3) 横浜市及び他自治体の動向

横浜市は、1999（平成11）年に市民や事業者の参加により、それぞれの地域にふさわしい手法でのエコアップ（生物の生息に配慮した環境改善）を推進し、自然環境の質を高める活動を展開することを目的に「環境エコアップマスタープラン*」を策定し、取組を進めてきた。

2007（平成19）年には「水と緑の基本計画*」を策定し、多様な生物が生息できる環境形成を将来像の一つに揚げ、生物にやさしい水・みどり環境を創出し、生物多様性の保全と再生に向けた環境づくりを進めている。その施策の一つに、横浜における生物多様性の保全再生に関する取組の基礎となる基本的な考え方を整理した指針の策定を位置づけており、こう

した背景を受け 2009（平成 21）年 3 月に「横浜市生物多様性保全再生指針*」を策定した。

今後策定する地域戦略は、指針の基本的考え方を踏まえつつ、実効性の高い戦略とするという視点で策定をしていくべきであり、今後はこれらの既存計画との整合を図りつつ、具体的行動計画となる地域戦略を策定する必要がある。

なお、2009（平成 21）年末現在で、生物多様性地域戦略を策定している都道府県は、埼玉県、千葉県、兵庫県、長崎県などが挙げられるが、この他の都道府県や、名古屋市・北九州市などの政令指定都市においても地域戦略の策定に向けて精力的に作業が進められている。

（４）企業の動向

生物多様性の損失を減らすためには、企業の取組の推進が不可欠であるという国際的認識から、COP8において民間部門の条約への参画を促す決議が採択され、これを受けて第3次生物多様性国家戦略では企業の参画を求めた。そこで国では、企業や組合、その他の法人事業者等が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むための、理念、取組の方向、取組の進め方、基本原則、考慮すべき視点を「生物多様性民間参画ガイドライン」（2008（平成 20）年 8 月）にとりまとめた。

民間企業においても、2008（平成 20）年 4 月に生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組への意欲の高い企業が集い「企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB= Japan Business Initiative for conservation and sustainable use of Biodiversity）」を設立している。JBIBは、生物多様性の保全を目指す日本企業の集まりとして、生物多様性の保全に関する共同研究を国際的な視点から行い、その成果をもとに、他の企業やステークホルダーとの対話を図ることで、生物多様性の保全に役立つ活動を行っている。

また、2009（平成 21）年 3 月には、日本経済団体連合会が「日本経団連生物多様性宣言」を発表した。宣言は、7つの「宣言」と、それを受けた「行動指針」からなり、生物多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、遺伝子*資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目指している（P37 表-3）。

なお、横浜市内企業でも、たとえば鶴見区生麦にある麒麟ビール株式会社のビール工場では、工場で使った水がホタルの育成に適することを利用して、季節にはホタル見学のイベントを実施しているなどの例が見られる。今後は、市内企業の取組事例を収集し、市民への情報提供につなげていく必要がある。

（５）市民の動向

2007（平成 19）年度実施の市民アンケートによると、「生物多様性」という言葉の認識は約 3 割と低い。一方、身近な生物への関心や重要性への意識は約 9 割と高く、環境創造局の環境活動団体リスト「やってみよう」に登録している団体は約 120 団体にのぼる。また、市内約 2,500 公園の内、約 2,300 公園には公園愛護会*が存在するなど、公園をはじめ河川・水辺施設、樹林地などで様々な活動が行われている。

表－１ 生物多様性に関する国内外の動向

年	世界の動き	日本の動き
1975年 (昭和50)	ワシントン条約発効 絶滅のおそれのある野生動植物の国際的な取引を制限 ラムサール条約発効 水鳥の生息に重要な湿地を保全するための計画、実施	
1980年 (昭和55)		ワシントン条約に加入 ラムサール条約に加入
1992年 (平成4)	生物多様性条約*採択(CBD) リオでの地球サミットで UNFCCC とともに署名を開始。個別の法律では対応し切れなくなった、包括的な生物の多様性を保全するための条約(平成5年に発効)	絶滅のおそれのある野生動植物の種*の保存に関する法律(種の保存法)制定 ワシントン条約に対応した国内取引規制法を発展させ、希少種の個体保護、生息地保護、保護増殖を目的とする
1993年 (平成5)		生物多様性条約*締結 環境基本法*制定 地球規模で問題化する環境問題に対するため、環境の保全について基本理念を定める
1994年 (平成6)		環境基本計画策定
1995年 (平成7)		生物多様性国家戦略策定 生物多様性の保全と持続的利用のための国家的戦略
2000年 (平成12)	生物多様性ホットスポット*特定 地球規模での生物多様性が高いにもかかわらず、破壊の危機に瀕している地域を Conservation International が特定	
2001年 (平成13)	ミレニアム生態系評価*(MA)開始 国連により地球規模の生態系に関する総合評価が始まる	
2002年 (平成14)	COP6(ハーグ) 平成22年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという「2010年目標」採択 ヨハネスブルグサミット 「ヨハネスブルグ宣言」で「社会・社会開発のための天然資源の基盤」の重要性、国や市民に加え、企業など民間部門も参画することとした	新・生物多様性国家戦略策定 目標達成へのプロセスを明確化するために包括的な言及がなされる 自然再生推進法 第二次環境基本計画策定
2003年 (平成15)	赤道原則 大型のプロジェクトファイナンス案件に対して民間金融機関が採択する環境・社会影響アセスメントのガイドライン	
2004年 (平成16)	生物多様性ホットスポット*再評価 日本が生物多様性ホットスポット*に組み入れられる	特定外来生物*による生態系*などに係る被害の防止に関する法律 生態系*、人の生命・身体、農林水産業へ被害を与えると考えられる海外起源の外来生物*を指定し、取り扱いを規制する
2005年 (平成17)	ミレニアム生態系評価*(MA)成果発表 95ヶ国、1360人の専門家が参加し、生物多様性と人間生活との関係を分かりやすい形で提供	
2006年 (平成18)	COP8(クリチバ) 各国政府は企業に対して生物多様性の重要性を周知すること、生物多様性国家戦略に企業が参加するよう促すこと、国家戦略や条約の目的を達成するために企業が活動すること	第三次環境基本計画 「生物多様性の保全への取組」を「重点分野政策プログラム」の一つに定める。
2007年 (平成19)		環境報告ガイドライン 2007年版 改訂のポイントとして「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用促進」が追加される 第三次生物多様性国家戦略決定(11月) 基本方針の提示や実施主体の明確化など、目標実現に向けた具体的な記述が増える。目標達成のための各主体の役割として「事業者」の役割を明確化
2008年 (平成20)	COP9(ボン) 生物多様性の経済価値に関する中間レポート(TEEB: The Economics of Ecosystems and Biodiversity)発表 「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」(B&B)に34社が参加(うち日本から9社) WBSCDとWRI「企業のための生態系サービス評価(ESR)」発表	生物多様性基本法制定(6月) 自治体レベルでの生物多様性に関する計画の策定を求める。企業に対しては「事業者の責務」(第6条)、「生物多様性に配慮した事業活動の促進」(第19条)を定めた JBIB(企業と生物多様性イニシアティブ)設立
2009年 (平成21)	国別報告書を提出(3月)	「生物多様性条約*市民ネットワーク」発足(1月) 「日本経団連生物多様性宣言」発表(3月) 環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」発表(8月)
2010年 (平成22)	「国際生物多様性年」 地球規模生物多様性概況第3版(GB03)発表(5月) COP10*開催(名古屋、10月) 2010年目標の期限	

表－２ 「生物多様性国家戦略 2010」の４つの基本戦略

1. 生物多様性を社会に浸透させる
 - 生物多様性の社会における「主流化」の促進
 - 地域レベルの取引の促進・支援
 - エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズムの推進
2. 地域における人と自然の関係を再構築する
 - 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく鳥獣被害防止の推進
 - 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進
 - 絶滅のおそれのある種の保存施策の充実方策の検討
 - 自然共生社会と循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進
3. 森・里・川・海のつながりを確保する
 - 自然公園法・自然環境保全法の改正を踏まえた取組の推進
 - 自然再生基本方針の見直しを踏まえた自然再生の推進
4. 地球規模の視野を持って行動する
 - 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の成功
 - 2010 年目標の評価と新たな条約戦略計画検討への貢献
 - 生物多様性における経済的視点の導入
 - 生物多様性施策の推進に必要な科学的な基盤の強化
 - 科学と政策のインターフェイス（接点）の強化
 - SATOYAMA イニシアティブの推進
 - 気候変動への対応の強化

表－3 経団連の7つの宣言と行動指針

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す

- 生物多様性や自然の恵み（生態系サービス）の重要性を認識し、経営の基本に反映させる。
- 生物多様性に配慮するよう、経営者はビジョンを確立し、リーダーシップを発揮する。

2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する

- 事業計画の立案等に当たっては、関係する国内外の生態系、地域社会に及ぼす影響などに配慮する。
- 遺伝資源の利用に当たっては、提供者と利用者がともに利益を享受できるよう努める。

3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

- 自らの事業活動による生物多様性への影響の把握・分析、及び事業の進め方の改善に努める。
- 実質的に生物多様性保全に資する事業活動に努め、生物多様性の経済的評価に基づく取引やオフセット等の利用は慎重に行う。
- 自らの事業活動に関わらない生物多様性問題についても、社会貢献活動として取り組む。

4. 資源循環型経営を推進する

- 自らの事業活動はもとより、商品・サービスのライフサイクルにも着目した省資源、省エネルギー、3R*（リデュース、リユース、リサイクル）を、継続的に推進する。

5. 生物多様性に学ぶ産業、暮らし、文化の創造を目指す

- 自然の摂理と伝統に学ぶ技術開発を推進し、生活文化のイノベーションを促す。
- 生物多様性保全に寄与する技術の開発、普及に努める。
- 既に自然の恵みが損なわれている地域において事業活動を行う場合には、生物多様性の回復を促すよう努める。

6. 国内外の関係組織との連携、協力を努める

- NGO*、教育・研究機関、地方自治体等とのコミュニケーションの拡充、連携・協力を努める。
- 生物多様性への取組みに関する情報の適切な発信、及び共有を図る。

7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

- 従業員に対する自然環境教育を、地域社会、NGO * 等と連携して、積極的に実施する。
- 社会全体の生物多様性を育む意識の向上に努める。

6.1 地勢の特徴

横浜市は367万の人口を有する大都市ながら、市民の身近な場所にまとまりのある樹林地や農地が分布している。また、起伏に富んだ地形から、変化に富んだ豊かな自然環境を有している。特に生物多様性に関する地勢の特徴として「谷戸*」と「緑の10大拠点」が挙げられる。

(1) 谷戸*

市内は北部が多摩丘陵に南部が三浦丘陵に位置し、市域の約7割を丘陵・台地が占め、谷戸*と呼ばれる地形が樹枝状に広がっている。この結果丘陵や段丘、谷戸*が複雑に入り組んだ地形となっている(図-6)。



図-6 横浜の地形

「水と緑の基本計画*」より

(2) 緑の10大拠点等

市内にはまとまりのある緑地として、市内主要河川の源流域に「緑の七大拠点」(こどもの国周辺地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山周辺地区、小柴・富岡地区)と、鶴見川や境川の中流域の「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」(都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺、上飯田・和泉・中田周辺、下和泉・東俣野・深谷周辺)3か所が分布している。これらを合わせて「緑の10大拠点」と呼んでおり、生物多様性の保全の観点からも重要な場所である。一方、都市部にも斜面緑地や社寺林*、都市公園、道路及び工場地帯などに僅かに残された緑地が分布している。

(3) 流域

市内には、東京湾に鶴見川、帷子川、入江川・滝の川、大岡川、宮川・侍従川がそそぎ、また、相模湾に境川とその支流柏尾川がそそいでいる。この中で鶴見川流域と境川流域、柏尾川流域を除く、5つの流域(入江川・滝の川流域、帷子川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域及び直接海にそそぐ小流域の集まり)は、横浜市内で完結した流域となっている(図-7)。



図-7 主な河川とみどり

「水と緑の基本計画*」より

6.2 人と自然の関わり

(1) 陸域

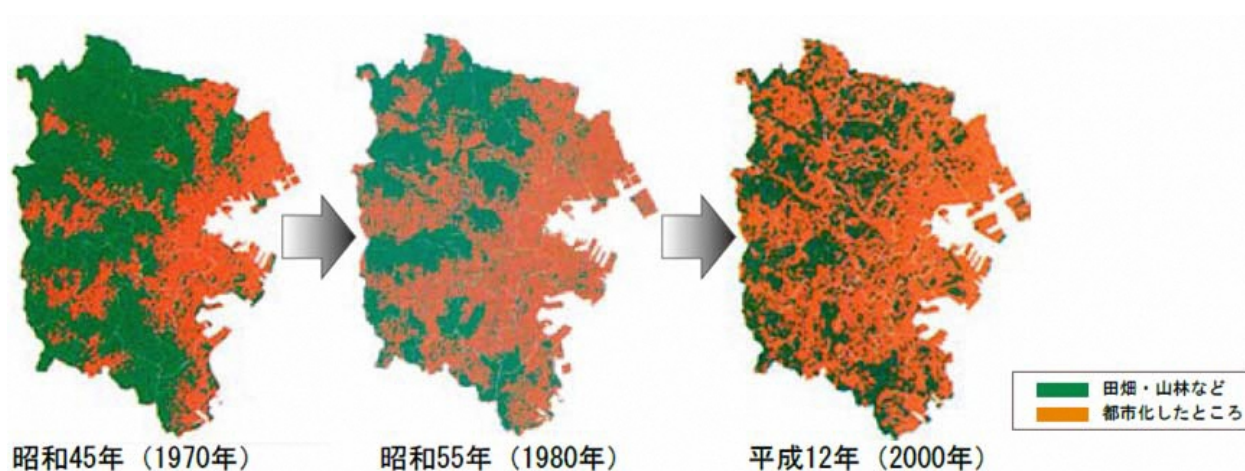
横浜の地形の特徴である谷戸*地形は、約2万年前に形成され、その後約6,000年前に縄文海進の海面上昇によって今日の沖積低地*が形成された。そのころは、谷底面にはアシ原、斜面は常緑広葉樹林が広がっていたと推定されている。

その後、紀元前後(弥生時代中期後半)に入り、鶴見川、大岡川、柏尾川及び帷子川流域などの低地で新田開発が始まった。新田開発が進むと、アシ原の谷底面の人為的な谷戸*田化はもとより、谷戸*をとりまく樹林帯への刈敷き、薪炭*、茅場*、農機具の需要も高まり、それまでの常緑樹林帯に人手が入り、いわゆる雑木林といわれる二次林*が形成された。横浜における谷戸地形の本格的な二次自然化すなわち生物相の豊かな谷戸生態系としての形成は、成立が近世(江戸時代)に行われたものと推定されている。また、江戸時代には市域の山林で伐採された薪は、宿場に集荷された後、江戸に送られていた。

この江戸時代には、現在の横浜では想像が出来ないニホンジカやイノシシなどの大型獣をはじめとして、国産としては絶滅したトキやコウノトリも生息していたとされている(横浜市教育委員会/かながわ検定協議会(編)2009 わかるヨコハマ 神奈川新聞社)。これらの動物がいなくなってしまったのは、幕末以降に都市化が進み、人口が増加した。この結果、動物の生息環境が失われたこと及び過度な狩猟が行われたことが主な原因とされている。そ

して、太平洋戦争後は、首都圏の一角となり、急速に緑地や水田が失われ、野生生物の減少の度合いが一層顕著となった。特に東京オリンピック（1964（昭和39）年）開幕に向けた東海道新幹線や東名高速道路の建設など交通網の整備が進められたことで、樹林地や田畑の面積が減少し、横浜の自然環境はさらに大きく衰退した。産業面においてもエネルギー革命（燃料革命）によって燃料が石油にとってかわり、里地・里山*の雑木林（薪炭*林）が経済的価値を失った。同時に、農業技術の発展に伴い、市内に残された水田に農薬を散布したことも、水田に残っていた水生生物等を減少させる原因の一つとなった。また、産業構造の変化に伴い、農業の担い手が工業や商業に流出し、里地・里山*の管理がなされなくなった。

このような社会変化や人と里地・里山*のつきあい方の変化により、市域に占めるみどりの割合は約30%（2004（平成16）年度）にまで減少した（図－8）。



図－8 緑地の変遷 「水と緑の基本計画*」より

（2）海 域

海域の生物多様性を保全していく上で重要な場である横浜の干潟*は、埋立によりその姿を変えてきた。横浜の埋立は江戸時代にまでさかのぼり、明治時代に港湾施設や工業用地等の新たな開発が本格化した。

横浜の沿岸域は海苔の養殖が盛んであったことから遠浅の海域が拡がり、魚の産卵場であるアマモ*が茂っていたと考えられるが、現在は野島海岸を除くほとんどが埋立てによる人工海岸となっている。この結果、アマモ*場もほとんどが消滅し、海洋生物の種類が減少している。

これにより、「海の恵みを受ける漁場としての場」から「加工貿易の運搬等に船舶を利用する場」へと人と海域の関わり方も大きく変化した。

6.3 生物の現状

(1) 陸域生物

1) 横浜の植物

① 植物相

横浜の主な植物相は、自然植生であるシイ・カシ・タブノキなどの常緑広葉樹林は段丘崖や社寺周辺にわずかに残っているが、他の大半は人の手が加わったコナラ*林やスギ植林を中心とした代償植生である。

また、横浜には 2,052 種の植物が生育しており、その内、在来種が 1,375 種、外来種が 677 (33%) 種となっている。近年、都市部では外来種の拡大が目立っている (表-4)。

表-4 横浜の植物

分類		在来種	外来種	合計
シダ植物		184 種	10 種	194 種
裸子植物		5 種	6 種	11 種
単子葉植物		372 種	163 種	535 種
双子葉植物	離弁花類	514 種	284 種	798 種
	合弁花類	300 種	214 種	514 種
合計		1,375 種	677 種	2,052 種

「横浜の植物」(横浜植物会、平成 15 年)より

また、源流域 (緑の 10 大拠点の内、七大拠点) を対象とした調査では 848 種 (内、外来種は 155 種) の植物が確認されている (「横浜の源流域環境」(横浜市環境科学研究所、2009 (平成 21) 年))。源流域と市全域である「横浜の植物」による在来種の種数を単純に比較すると約 50% の在来種が源流域に生育していることとなり、横浜における重要な生育環境と考えられる。

② 希少種

横浜市の植物 2,052 種のうち、絶滅種*205 種及び絶滅の危険のある種 350 種 (「横浜のレッドデータ植物目録」(神奈川県立博物館研究報告、北川・田中、2004 (平成 16) 年))、合計 555 種であり、この数は市域全体の 27% に達する。なお、絶滅種*の内訳は、絶滅種*が 148 種、及び文献上に記録があるものの標本が確認できなかった絶滅種相当種 57 種である。一方の絶滅の危険のある種の内訳は、絶滅危惧種*が 212 種、危急種*が 98 種、及び準絶滅危惧種*が 40 種となっている。

また、絶滅した植物としてはデンジソウ*やヤナギスブタ*などの水辺湿地性の種が多く含まれていることが特徴の一つである。

2) 横浜の動物

① 動物相

横浜は、日本のほぼ中心の太平洋岸に位置しており、また丹沢山地や箱根火山のように標高 1,000m を超えるような地域もないことから、温帯の平地から低山地に生息する種*が中心となった動物相となっている。

横浜市では、1986（昭和 61）～1990（平成 2）年度及び 1997（平成 9）～1998（平成 10）年度の 2 回にわたり市全域を対象とした「横浜市陸域の生物相・生態系調査」を実施している。

哺乳類調査では、タヌキやノウサギ、アカネズミなど合計 9 種の哺乳類が確認されている。2 回の調査結果の比較からは在来種に大きな変化はみられなかったが、外来生物*のアライグマ*が新たに確認された他、同外来生物*のタイワンリス*の増加が顕著であった。

鳥類調査では、都市適応型のスズメやヒヨドリ、キジバトなど合計 65 種の鳥類が確認されている。2 回の調査結果の比較からは、全体として大きな変化はみられないが、ヒバリやキジ、ホオジロなどの林縁・草地性の鳥類の減少がみられた。外来生物*ではガビチョウ*が確認されている。

両生・爬虫類調査では、アズマヒキガエルやアマガエルなど合計 7 種の両生類、アオダイショウやヤマカガシなど合計 9 種の爬虫類が確認されている。2 回の調査結果の比較から、両生類でカエル類の格好の産卵場所である水田の減少や乾田化等により両生類が生息数を減らしており、特にトウキョウダルマガエルが姿を消した地域は多い。爬虫類では石垣のコンクリート化等によりトカゲが著しく減少した。その他、マムシやヒバカリ等のへび類も減少傾向にある。外来生物*では、両生類ではウシガエル*、爬虫類ではミシシippアカミミガメ*が挙げられる。なお、ミシシippアカミミガメ*は増加傾向にあるが、ウシガエル*については大きな増加はみられず平衡に達したのではとの意見もある。

昆虫類調査では、ミズイロオナガシジミ*やオオオミドリシジミ*など合計 206 種の昆虫類が確認されている（なお、本陸域調査では昆虫類はチョウ類、セミ類、トンボ類を主としている）。2 回の調査結果の比較から、全体的に確認種数が減少している。これは生息・生育環境の悪化による衰退が大きいと考えられるが、調査回数の削減等も考慮する必要がある。外来生物*としてはアオマツムシ*やブタクサハムシ*などが確認されている。また、最近ではアカボシゴマダラ*が出現している。

② 希少種

横浜版のレッドリスト*が整備されていないため横浜の詳細は不明であるが、環境の変化により絶滅もしくは絶滅に瀕している種*がある。具体的には、雑木林ではスミナガシ、オオムラサキ、草地ではヒメシロチョウ、ツマグロキチョウ等が挙げられる。

また、横浜にはヨコハマナガゴミムシ*という地上徘徊性昆虫が生息している。本種は世界的に見ても横浜（鶴見川河川敷）にしか生息しないという珍しい種*である。

(2) 水域生物

1) 横浜の河川生物

① 河川生物相

横浜の中・下流域の護岸のほとんどはコンクリート製である一方、源流域（上流域）では、今でも自然状態の区間が残っている場所もある。

魚類では 48 種、底生動物は 172 種、水草は 7 種が確認されており、アユの流下仔魚については調査を行った 5 水系（鶴見川・帷子川・大岡川・境川・侍従川）全てで確認され、市内の河川でもアユが産卵を行い回遊していることが確認されている（「横浜の川と海の生物（河川編：第 12 報）」（横浜市環境科学研究所、2008（平成 20）年））。

底生動物では、ゲンジボタル*が源流域の比較的広い範囲で確認されている。生息数が少ない地域もあるが、市域全体で見ればすぐに絶滅が懸念される状態ではないと考えられる。

② 希少種

市内の河川生物の希少種で特筆すべき種*は、ホトケドジョウ*である。ホトケドジョウ*は湧水を源とする細流を好む傾向があり、横浜では源流域に比較的広く生息していることが確認されている。これは種*の生息に加えて、自然状態の良好な水環境が今も継続して残っていることを表している。

2) 横浜の海域生物

① 海域生物相

横浜の沿岸域では、沿岸漁業や海苔の養殖が盛んであった時期があり、マグロのような大型魚類を除けば多くの魚が漁獲され、干潟*においてもアサリに混じってハマグリが獲れた。

「横浜の川と海の生き物（第 11 報：海域編）」（横浜市環境科学研究所、2007（平成 19）年）の沿岸域調査によると、今もキスやアジの他、マダイやハゼ類、カレイ類など合計 44 種もの魚類が確認されている。干潟*については平潟湾に限られるがアサリを含めた 61 種の生物が確認されている。

また、カニ類のチチュウカイミドリガニの稚ガニが採捕されるなど外来生物*の侵入もみられる。

② 希少種

沿岸域ではアマモ*類は 1980（昭和 55）年ころには消失傾向にあったが、近年は市民等の再生活動により増加傾向にあると考えられている。

(3) 外来生物*

近年になり市内では、私たちの生活と野生動物との距離が近くなり、野生動物による農作物被害や家屋侵入などのトラブルになるケースが生じている。

1) アライグマ*などの生活被害対策

アライグマ*・ハクビシン*による生活被害が生じている。具体的には、家（屋根裏など）に住み着く、農作物の被害、庭木やペットへの加害、生態系*への影響などがある。このうち、特定外来生物*に指定されたアライグマ*と生活被害を及ぼすハクビシン*については生活被害対策として横浜で捕獲を実施している（P44 図-9）。



図ー9 横浜におけるアライグマ*・ハクビシン*捕獲マップ(平成19年度)

6.4 生物多様性の危機から見た現状と課題

(1) 第1の危機(人間活動や開発等、人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響)

高度経済成長期に都市化が進み宅地開発が盛んになった結果、樹林地や農地などの緑地が大幅に減少した。この結果、食物連鎖の頂点にいる猛禽類* (サシバ等) などの高次の捕食性動物*が少なくなった。この意味は、猛禽類*の餌となる昆虫や小動物などの個体数が少なくなったと同時に、それらの生物の生息・空間である緑地が著しく減少してしまったことを示している。また、これを裏付けるように市内で失われてしまった種*や近い将来失われる危険性が高い種*が増加している。これらの種*の中には、里地・里山*を生息・生育環境とする種*が多く見られる。

このため、種*の多様性の低下の一因として、かつては人の生産と生活の場として継続的に利用されてきた里地・里山*空間が失われたことが原因であることが、指摘されている。

種*の多様性や生態系*の多様性が低下することは、ひいては遺伝子*の多様性の低下にもつながる。

(2) 第2の危機(自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響)

横浜でも高度経済成長期に燃料革命によって里地・里山*の雑木林が経済的価値を失い、農業の担い手が工業や商業に流出した結果、里地・里山*の管理がなされなくなった時期がある。しかし、横浜のような大都市ではこの問題とは別に、「緑の10大拠点」や「市民の森」などがレクリエーションの場として活用されるようになると、人口の多さから過度な管理(下草刈りの行きすぎ)、踏圧や重要植物の盗掘が生じるなど人口圧力が顕著になってきた。このことは、第1の危機と第2の危機の混在が生じている大都市横浜ならではの特徴である。横浜でも残されたみどりを持続的に利用していくため、一部の緑地で保全管理計画を策定するなど対策を行っている。

(3) 第3の危機(外来生物*や化学物質など人為的に持ち込まれたものによる生態系*の攪乱)

人によって持ち込まれたブラックバス*、ブルーギル*、アライグマ*、タイワンリス*、オオオブタクサ*、アレチウリ*などの外来生物*が数多く生息・生育していることが生態系*の攪乱につながっている。

(4) 地球温暖化の影響

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が生じている原因は、人間活動に伴う温室効果ガスの増加によるものであるとほぼ断定している。同報告書は、生物多様性は急激な気候変動に対して特に脆弱で、平均気温が1.5~2.5℃上昇した場合、生物の約20~30%は絶滅リスクが高まる可能性が高いと予測している。

横浜でも、ソメイヨシノの開花の早まることや、冬鳥の渡りの時期や越冬期間の変化など温暖化による生物季節の変化が起きている。また、温暖化により昆虫の発生期がずれ、その昆虫類を餌とする鳥類の繁殖へ悪影響を及ぼす事例も報告されており、生物多様性の低下を招くおそれがある。

6.5 横浜市におけるこれまでの取組

(1) 施策による取組

現段階では、横浜市の個々の施策に生物多様性の保全の視点が明記されている例は少ないが、環境施策の着実な実行により、市内環境負荷の低減や生物多様性にとって重要な場が守られるなど、間接的に生物多様性が保全されてきた。以下に横浜市における具体的施策について示す。

1) 都市計画

横浜市は、開港以来の多様な公園づくりや急激な都市化の中で、みどりを守り育ててきた歴史がある。「山下公園」、「港の見える丘公園」など全国的に著名な公園や「市民の森」、「農業専用地区*」など全国的に影響をおよぼした先駆的取組を実施してきた。特に、戦後の高度経済成長期は、横浜の人口が毎年8～10万人急増する(1960(昭和35)年から1972(昭和47)年)に及ぶ人口急増期があり、住宅地は既存市街地から郊外部へ広がった影響で樹林地と農地が半減した。これに対して市では1968(昭和43)年に「横浜市宅地開発要綱*」を制定し、学校や公園などの整備に努め土地利用を制限するようになった。そして、1969(昭和44)年には、新都市計画法の施行にあたり、市街化調整区域*をより広く設定することとし、市域の25%を調整区域に指定した。これにより、横浜の生物多様性の保全に貢献してきた「緑の10大拠点」を残す礎になった。また、その後も農地と樹林地を保全する条例や計画により横浜のみどりを守ってきた。

2) 樹林地の保全

横浜市内には、市街地に点在する樹林地や、郊外部の「緑の10大拠点」の中のまとまりのある樹林地など、市域面積の約5%にあたる約2,173ha(平成21年度山林台帳より)の樹林地がある。

緑地の保全策としては、土地所有者の理解と協力を得て首都圏近郊緑地保全法による「円海山近郊緑地特別保全地区*」や都市緑地法による「特別緑地保全地区*」の指定のほか、横浜市独自の制度である「市民の森」「源流の森」「ふれあいの樹林」「緑地保存地区」の指定や、「よこはま協働の森基金」による樹林地の保全などを行っている。

また、市民ボランティアによる樹林の管理・育成を進める「市民による里山育成事業」や、自然保護意識の啓発のための「横浜自然観察の森」の運営などを行っている。

3) 公園の順応的管理

順応的管理とは、我々の将来予測した状況が多かれ少なかれ外れることを前提に、常に生物の状態をモニターして、その変化に対して、柔軟に対応していく方法である。最近ではこの管理手法が注目されているものの、実際にそれを行うことはノウハウや人材の面から難しい。しかし、横浜市では、戸塚区の小雀公園をモデルに「里山の生態系と景観に配慮した管理手法」をマニュアル化して指定管理者へ引き継ぐなど、公園緑地の既存林や水辺等の里地・里山*的環境を保全管理していく試みを行っている。

4) 農地の保全

市内の農地は市域面積の約7.4%を占める3,231haで、郊外部の市街化調整区域*を中心に、里地・里山*や河川と一体となったみどり豊かな環境を形成している。

都市と調和のとれた農業の発展をはかるため、市街化調整区域*内のまとまりある優良な農地を中心に、横浜市独自の施策として農業専用地区*を指定し、農業生産の基盤である農地や農業用施設の整備、農家の育成などを進め、総合的、計画的に農地の保全と地域農業の振興を図っている。

5) 生物の生息・生育環境の創出

横浜市の既存施設などを生物の生息・生育空間として活用していくため再整備を行い、雨水調整池や公園で鳥類、昆虫類、魚類などが生息できるようにしている。

この拠点を増やしていくことにより、区域が拡大し生態系ネットワーク*を進めるとともに、生物多様性の質が異なった施設で事業化を図ることで、より広がりのある生息空間を創造し、生物多様性の向上を目指している。

6) 多自然川づくり

多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の成育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川整備や管理を行うことである。

具体例として、横浜市内の鶴見区から神奈川区にかけて流れる入江川が挙げられる。入江川は、都市化の進展により湧水量が減少し、生活排水の流入により、水質の汚濁も進んだ。その後、周辺の下水道整備に伴い、水質は改善したが、川の水量は復元しなかった。そこで再生水を利用して水量を復活し、水辺を生かしたアメニティを創造するために、神奈川水再生センターで高度処理した再生水を入江川に流すとともに、植栽や遊歩道を設置し、潤いとふれあいの場となる「入江川せせらぎ緑道」を整備した。

7) 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）

横浜のみどりは、その多くが民有地に分布している。土地所有者が、その土地を所有し続けるための維持管理や相続税などの負担が大きい。このため、相続等を契機として土地が売買され、結果として横浜のみどりが失われ、みどりの総量の減少が続いている。

そこで「従来の中期計画」及び「水と緑の基本計画*」に位置付けられていた「横浜みどりアップ計画」をさらに進めるため、2009（平成21）年度から「横浜みどり税」という新たな税を活用し、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を始動した。この計画では、「樹林地を守り活かす施策」、「街に緑を増やす施策」、「農地を守り活かす施策」を、新規・拡充施策として充実を図り、これを着実に実施し、「量の成果」と「質の成果」を得ることを目指している。

(2) 調査研究分野における取組

1) これまでの調査・研究の概要

横浜市では、海及び河川の生物モニタリング調査を1973（昭和48）年度から3年毎に実施しており、貴重種を含む生物の生息データが30年以上にわたり蓄積されている。また、この調査に基づき、水質と生物の生息状況の関係から導き出された横浜市独自の生物指標は、

水質の生物学的評価に活用されている。干潟*域及び源流域など多様な生態系*については、数年間単位で生物調査を実施したものがあある（P49表－5）。

河川や公園等の整備事業に関する生物調査では、種*の多様性と生物が生息しやすい環境に着目した。整備事業の生物影響評価に留まらず、生物多様性及び健全な生態系*保全の観点からいくつか提言を行っている。

遺伝子*の多様性に関する研究は、源流域の代表的な生物であるヌカエビ*とアブラハヤ*でのみ行われており、生物多様性の保全の面から考察を加えている。

トンボ生息環境づくり調査は「環境エコアップマスタープラン*」に反映され、学校等のビオトープ*づくりにつながった。「環境エコアップ」と連携したエコシティ(自然共生都市)研究は、市街地に点在する公園における生物生息空間の質を高めるための提案をしており、大都市における自然との融合を考える上での基礎資料となっている。

2) 研究を踏まえての課題及び方向性

生物多様性に配慮した施策を進めていく上で、生物モニタリング調査は必要不可欠である。横浜市では、河川など水環境の生物モニタリングに関してこれまでもデータの蓄積があり、今後も調査の継続が重要となる。一方、陸域や公園など市街地の自然環境を対象にした調査は少なく、今後の課題である。

また、蓄積されたデータをもとに種*の多様性や生態系*の多様性を評価する研究を進めていく必要がある。

表－５ 生物多様性に関する主な調査研究テーマ 主に 1980 年代以降のもの

(横浜市環境科学研究所)

研究分野	テーマ	
海	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の沿岸域における、魚類、海岸動物（岸壁）、底生動物、プランクトン及び海藻・海草のモニタリング調査（1973 年度から 3 年毎に実施） ・平潟湾の干潟*域における生物調査（1997 年度～2003 年度、1982 年度～1993 年度） ・赤潮*発生状況調査（毎年、発生状況に合わせて実施） ・日本丸ドックにおけるカキによる水質浄化に関する調査（2007 年度） 	
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の 6 水系（鶴見川、帷子川、大岡川、境川、宮川、侍従川）における魚類、底生動物、水草、付着藻類、水質などのモニタリング調査（1973 年度から 3 年毎に実施） 	
池	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の主な池 80 ヶ所における魚類と甲殻類の調査（1994 年度～1997 年度） ・二ツ池における魚類、大型甲殻類、底生動物等の生物調査（2003 年度） 	
源流域	<ul style="list-style-type: none"> ・源流域を対象とした生物調査（2004 年度～2007 年度） 	
生物指標	<ul style="list-style-type: none"> ・河川と海における生物指標を選定するための研究（河川については 2005 年に見直しを実施） 	
保全生態学的研究 及び 整備事業に伴う生物影響調査	河川	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修事業による生物生息状況などの効果についての、阿久和川（2008 年度）、和泉川（2005 年度）及び舞岡川（2007 年度）における生物調査 ・大岡川等の魚類に注目した、河川構造物と生物が生息しやすい環境の調査（2001 年度～2008 年度） ・ホトケドジョウ*（準絶滅危惧種*）の分布状況調査（1984 年度～2005 年度） ・ヌカエビ*の生活場所と生態との関係調査（1992 年度～1993 年度）
	池	<ul style="list-style-type: none"> ・5 池の改修工事ならびに雨水調整池の整備事業後の生物生息状況などについての生物調査（池は 1981 年度～2001 年度のある期間、雨水調整池は 2008 年度～2009 年度）
	陸域	<ul style="list-style-type: none"> ・円海山・港北ニュータウン地区における生物調査（1981 年度～1988 年度）
	公園	<ul style="list-style-type: none"> ・小雀公園における、水質や水生生物の保全管理のための調査（2006 年度） ・瀬谷狹谷公園の整備工事による生物への影響調査（2003 年度、2005 年度～2006 年度）
遺伝子*の多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・アロザイム分析によるヌカエビ*集団の遺伝学的及び形態学的研究（1997 年度～1999 年度） ・横浜市を流れる河川におけるアブラハヤ*の遺伝的多様性と交雑（2001 年度～2003 年度） 	
環境エコアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタルの生息環境づくり（1985 年前後） ・トンボ生息環境づくり調査（1990 年度前後） ・トンボの移動調査（2003 年度） 	
エコシティ研究	<ul style="list-style-type: none"> ・生物に配慮した環境への改善、市街地への自然的環境の復元や生物の誘導に係る施策検討に寄与することを目的とした、市街地に点在する公園における生物調査（2005 年度～2007 年度） 	

6.6 市民協働の取組

(1) 横浜の市民活動の現状

G30 行動の達成に代表されるように、横浜の特徴のひとつとして市民力・地域力の高さを挙げるができる。最も身近な活動組織である自治会町内会の加入率は、減ってきてはいるが8割弱であり、また、横浜市内のNPO*法人登録団体数は、現在1,100を超え、この5年間で2倍以上となっている。2006（平成18）年の市民意識調査によれば約半数の人が、何らかの市民活動に参加しており、今後の参加意向も6割強であった。

一方、市内で環境活動を行っている団体は、現在把握しているだけで、2,600（重複合算値）を超えている（表-6）。環境創造局の環境活動団体リスト「やってみよう」に登録している団体は119あり、公園や河川・水辺施設、樹林地などの清掃活動やそこを活用したイベントの実施などは、それぞれ「愛護会*」が組織され活動が行われている。

これらのことから横浜市では、さまざまな分野で活動している市民及び活動団体は多く、また、今後の活動意欲も高いことから、こうした市民力・地域力を生物多様性の保全・再生・創造の取組に活用していくことが重要である。

表-6 市内で活動する環境活動団体一覧

名称	活動内容	団体数	人数	市の支援メニュー等
市民の森愛護会*	散策路、広場の清掃・草刈、パトロール	27	—	・ 委託料 ・ 活動助成(H21~)
ふれあいの樹林愛護会*	散策路、広場の清掃・草刈、パトロール、巣箱設置などのふれあい活動	13	—	・ 活動助成(H21~)
市有緑地愛護会*	清掃・草刈	8	—	
公園愛護会*	公園の清掃、除草、必要に応じての樹木への水やり、利用者のマナー指導	2,323	—	・ 愛護会費 ・ 技術支援 ・ 物品支援
水辺愛護会*	河川・水辺施設の清掃や除草、水辺施設を活用したイベントの実施	87	—	・ 委託料
森づくりボランティア団体	樹林地の保全活動	36	—	・ 森づくり活動に関する研修、情報提供 ・ 活動助成 (H21~)
横浜自然観察の森友の会	整備・活動の計画づくり、野外観察会、展示、環境調査	1	250	—
横浜農と緑の会「はま農楽」	援農、緑地の保全活動、研修、会報の発行など	1	209	—
環境活動団体リスト登録団体	—	119	—	—
合計※		2,615※	—	—
よこはま緑の推進団体	地域の身近な緑や花をつくり、育てる市民団体	1,018※	—	—
G30 サポーター	普及啓発や出前講座等のバックアップ等の手伝い	—	1,336	—
ハマロードサポーター	身近な道路の清掃・美化活動を継続的に行う	225※	14,239	—

※各団体の数は、重複して計算している場合がある。

(2) 市民協働の施策

横浜市では、活動団体を支援するため環境創造局に限らず、さまざまな協働事業を行っている。以下に環境分野に関連する代表的な事業を挙げる。

1) 森づくりボランティア団体育成支援事業

所有者の高齢化等により適正な管理が行き届かなくなった私有緑地や、管理が十分とはいえない市所有の緑地、公園内の樹林地などは、人の手を必要としている。一方で、緑地の保全に関わりたいという市民のニーズも多い。そこで、この方々をつなげる仕組みとして「横浜市森づくりボランティア団体育成・支援事業」を2002（平成14）年から開始している。

2) 樹林地活動団体助成事業

市民の森等の愛護会*や森づくりボランティアの、樹林地の利活用を促進する活動や生物調査など計画的な森づくりを推進する活動、森づくり活動を担う人材育成に関する活動に対し助成する事業を2009（平成21）年から開始している。

3) 市民協働による緑地保全管理計画

市民との協働により樹林地の維持管理を効果的に行うため、市民の森等において、個別の樹林地の特性に応じた保全管理計画を策定している。

4) G30 サポーター

日ごろからごみ減量・リサイクルに関心があり、G30 行動に積極的に取り組む市民に「G30 サポーター」として参加してもらい、普及啓発や出前講座等のバックアップ、事業所等への働きかけなどを行う。現在、1,336 人が登録している。

5) ハマロードサポーター

市民や地元企業などからなる自主的に構成されたボランティア団体が、身近な道路の清掃・美化活動を継続的に行うもの。横浜市からは清掃道具の提供やゴミの廃棄物処理などの支援を行う。2008（平成20）年度末現在、225 団体 14,239 人が登録している。

6) ヨコハマ市民まち普請事業

市民から身近なまちの整備に関する提案を募集し、2段階にわたる公開コンテストで選考された提案に対し、最高 500 万円の整備助成金を交付する。2005（平成17）年度から開始し、2008（平成20）年度末までに16事業が事業化された。

あ行	愛護会	身近な公園や河川沿いの除草など清掃をするボランティア団体である。横浜市では公園を中心とした「公園愛護会」や河川を中心とした「水辺愛護会」が結成されている。
	アオマツムシ	中国原産の外来生物。街路樹などに生息しており、8月下旬から9月下旬にかけて大きな声で鳴く。体色は鮮やかな緑色。
	アカウキクサ	かつては水田等で普通に見られた浮草であるが、横浜市では絶滅したとされている。秋に葉が赤く染まるのが名の由来になっている。
	赤潮	プランクトンの異常増殖により海等が変色する現象。水が赤く染まるが多いため「赤潮」と呼ばれる。赤潮が発生すると水中の酸素量が減少し、発生した海域の魚介類はほとんど死滅する。
	アカボシゴマダラ	ベトナム、中国、台湾などの東アジア原産の外来のチョウ類。愛好家の持込みにより侵入したものと考えられている。
	アブラハヤ	川の上流から中流域に生息する魚。粘液を分泌して体がヌルヌルすることが名前の由来である。
	アマモ	水深 1m～数 m の沿岸域の砂泥地に生える海草。地下茎を噛むとほのかに甘いことが名前の由来とされている。
	アライグマ	北米原産の外来生物で、横浜市内でも分布を拡げている。眼の周りに黒い斑があり、一見するとタヌキに似ているが、気性は荒い。
	アレチウリ	北米原産の外来生物。つる性の植物で、河川敷などに群生する。鋭いトゲがあり触れると痛い。
	遺伝子	親から子へと遺伝する性質を伝える因子で、本体は DNA（デオキシリボ核酸 (Doxyribo Nucleic Acid)）。二重螺旋構造で知られる。
	遺伝資源へのアクセスと利益分配 (ABS) Access and Benefit-Sharing の略語	遺伝子資源とは、医薬品や食品などに利用される生物資源のことである。先進国の企業は、熱帯雨林の微生物などを使って様々な新薬や栄養補助食品を開発し、利益を上げてきた。この中には、先住民が秘薬として用いてきた生物もあり、生物多様性条約では、遺伝資源の利用によって得られる利益の公正な分配を求めている。
	ウシガエル	アメリカ合衆国原産の外来生物。極めて捕食性が強く、口に入る大きさであればネズミや鳥も捕食する。

	雨水浸透策	都市部では、急激な降雨による河川の氾濫や都市部の冠水などが問題となっている。そこで雨水浸透ますを設置する対策により雨水が地下にしみ込むことによって川に流れ込むまでの時間を長くし、河川のはんらん等を防ぐ対策が施されている。また、これによって地下水も確保し樹木の補水や湧水の復活などにも役立つ役割もある。
	オオタカ	古くから鷹狩り用のタカとして人と関わりを持ってきた。近年では絶滅が危惧されている。翼を拡げると 1m 程度である。
	オオブタクサ	北米原産の外来生物。河川敷や空地などで群生し、高さは 3m にもなる。
	オオミドリシジミ	主に雑木林に生息するチョウの仲間。幼虫はコナラやクヌギを食樹とするので雑木林との関わりは強い。
か行	外来生物	自然分布域以外の地域に人為的に持込まれた生物。
	ガビチョウ	中国やベトナムなどが原産の外来の鳥類。標高 1000m 以下の林で分布を拡げている。特に藪を好むため林の手入れ不足が分布拡大の原因ともいわれている。
	茅場	屋根を葺くための茅（かや）を採る場所のこと。
	環境アセスメント	大規模な開発を行う場合、自然に与える影響を事前に調査・予測・評価すること。
	環境エコアップ マスタープラン	ゆめはま 2010 プラン（過去に策定した横浜市の総合計画）に掲げた「環境エコアッププラン」等を具体化し、生物の生息環境に配慮した街づくりにより人と自然が共生できる横浜をめざして、「エコアップ」を全市的に推進するために策定した計画のこと。
	環境基本法	過去に制定された公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993 年に制定された。 基本理念として（1）環境の恵沢の享受と継承等、（2）環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、（3）国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。
	環境教育出前講座	「地球温暖化防止」や「水や緑の保全・再生」等の環境問題への理解を深め、環境にやさしい行動ができる人づくりを進めるため、市内の小学校や地域の人々を対象に市の職員が講師となり、学校等へうかがい実施している講座のこと。
	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。
	カントウ カンアオイ	山地や丘陵地の林下に生える常緑多年草。葉はハート型で白い模様がある。冬も枯れないことから「寒葵」と名付けられた。

危急種	横浜市に分布し、今のところ絶滅寸前というほどではないが、減少が著しく、あるいは生育地周辺の環境改変により、このままでは遠からず絶滅が危惧される種。
京浜の森づくり事業	京浜臨海部の企業が集まり、「企業の環境保全林を地域の環境資源として市民に広く知らせること」や「隣接する密集市街地の居住者が緑や水と触れ合える拠点を京浜地区内に確保すること」を目的に、臨海部の企業敷地の緑化を進める事業。
ゲンジボタル	6月ごろ夜にゆっくり点滅しながら飛翔するホタル。幼虫は川の中でカワニナ（巻貝）を食べて成長する。ゲンジボタルと並んで有名なヘイケボタルは主に水田に生息しており、点滅する。
源流部	河川最上流部の水源付近を言う。河川の源となる湧水をはぐくむ良好な樹林が残されていることが多い。
コナラ	クヌギとともに古くから薪炭やシイタケの原木等に活用されてきた落葉広葉樹で、いわゆる「どんぐり」がなる木。樹高 20m 程度。
さ行	
里川	里地のうち河川・農業用水路などを里川と呼ぶ。
里地・里山	長い歴史の中で、様々な人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される地域概念。
サンクチュアリエリア	サンクチュアリとは聖域を意味し、野生生物の生息地の保全とを目的として保全されるエリア。
社寺林	神社や寺院の境内の樹林。宗教的に保全されてきたため、周辺が開発された後でもその地域本来の植生を残していることがある。
種	生物分類の基本単位。分類の方法は研究者によって様々である。
市街化調整区域	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。
薪炭	薪（まき）や炭（すみ）。燃料一般。薪炭林は、薪や炭を採る林。
3R	Reduce （リデュース：減らす）、 Reuse （リユース：繰返し使う）、 Recycle （リサイクル：再資源化）の頭文字をとった言葉。
准絶滅危惧種	生態的に生育地が限られ、生育数も極端に少ない種や、最近になって確認された種など。
生態系	各種の動植物とそれらの生息環境で成立つ、食物連鎖を中心としたシステムの場の単位。生産者（植物）、消費者（動物）、分解者（微生物）に大別される。
生態系ネットワーク	分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することにより、生態系の回復や生物多様性の保全を図ること。

生物多様性基本法	「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律。議員立法により 2008（平成 20）年 5 月に成立、6 月に公布された。 生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を示すとともに、「生物多様性国家戦略」が、法律に基づく戦略として位置付けられた。同時に、「生物多様性地域戦略」として地方自治体に対しても戦略策定に向けての努力規定が置かれている。
生物多様性条約	人類の生存を支える生物多様性を、国境を越えて世界全体で保全を図っていくため、1992（平成 4）年 5 月に作られた条約。2010（平成 22）年 3 月時点世界 192 カ国と EU が加盟している。
絶滅危惧種	横浜市に分布が確認されているが減少が著しく、現在では絶滅寸前と考えられる種。
絶滅種	かつて横浜市に生育していたことが標本により確認されている種のうち、現在は絶滅したと考えられる種。
た行	
タイワンリス	台湾産の外来生物。タイワンリスは全身が茶褐色であるのに対してニホンリスは腹部が白色で区別ができる。鎌倉市を中心に分布を拡げている。
地区計画	既存の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。
中央環境審議会	環境大臣の諮問機関。所掌事務として、環境基本計画案の作成に関する審議や、環境大臣または関係大臣の諮問に応じて環境保全に関する重要事項を調査審議すること、自然公園法など他の法令の規定によって権限に属された事項を処理することなどとされている。
中期的計画	横浜市では、概ね 20 年間で展望した市政の根本となる指針として、「横浜市基本構想」（長期ビジョン）を策定している。新たな中期的計画はこの長期ビジョンの都市像を実現するためのより具体的な実施計画のこと。
沖積低地	川から運ばれてきた土砂が堆積した平野。
鎮守	鎮守神。ある範囲の土地や建物を災いから守るために祭られた神。
ツリフネソウ	夏～秋にかけて紅紫色の花を咲かせる。花が帆掛け船を釣り下げたような形をしていることが名前の由来になっている。
デンジソウ	クローバーに似た形の水草。かつては水田等で普通に見られたが横浜市では絶滅したとされている。

東京湾一斉調査	国・自治体・研究機関・大学などとの連携をはかり、東京湾とその流域の水質環境の把握及び汚濁メカニズムを解明するため、赤潮、青潮、及び貧酸素水塊が発生する夏季に、東京湾の様々な場所で一斉に実施する水質調査。
特別緑地保全地区	「都市緑地法」に基づき、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全し、都市計画に位置づける地域地区
都市計画 マスタープラン	都市計画マスタープランには、「都市計画区域マスタープラン」と「市町村マスタープラン」の二つがある。「都市計画区域マスタープラン」は、都道府県が市町村の枠を超えた広域的見地から、都市の将来の目標を設定し、それを実現するための基本的な方針を定めるものである。「市町村マスタープラン」は、市町村がその創意工夫のもとで住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを定めるものである。
な行	
二次林	伐採や風水害、山火事などにより破壊された原生林が、土中に残った種子や植物体の生長等により再び成立した林。
ヌカエビ	川の中流域や用水路、水田、池などに生息するエビ。体長 3cm程度で、褐色から緑褐色を帯びている。
農業専用地区	都市農業の確立と都市環境を守ることを目的とした、横浜市独自の農業振興策の一つである。「1 新鮮な農産物を市民に供給する」、「2 地域の自然や田園環境を保全する」、「3 災害等から市民を守る防災空間となる」の3つの目標を達成するため、集団的な農地等を農業専用地区に指定し、農業振興策を実施することにより、農地の保全を図る地区。
は行	
ハクビシン	東南アジア産の外来生物。鼻筋に一本の白線があり目立つ。木登りが得意で果樹の食害や、屋根裏への侵入等が問題となっている。
バック キャスティング	将来想定され得る破局の回避のために、現在からどのような取り組みが必要かを考えて対策を採用する将来の予測手法。
パブリック インボルブメント	政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法。
パブリック コメント	行政機関が基本的な政策案の策定に当たり、事前に内容を公表して住民等から意見を募集し、それを考慮して政策の意思決定とするとともに、住民等から提出された意見に対して行政の考え方を公表する一連の手続のこと。
ビオトープ	本来の意味は、生物たちの生息・生育空間という意味である。現在、生物の生息・生育場所として水辺や草地を整備した場所をビオトープと呼ぶことが多い。

干潟	海岸部に発達する砂泥地で、満潮時は海面下、干潮時は海面上となる場所。多くの生物が生息しており、水質浄化作用も注目されている。
貧酸素水塊	魚介類が生産できないくらいに溶存酸素濃度が低下した水の水塊。
ブタクサハムシ	北米原産の外来生物。同じく外来生物（植物）のブタクサやオオブタクサを枯死させるほど食べ尽くすことから防除手段として一時注目を浴びたが、一方で経済植物であるヒマワリ類も食害することが分り、現在では害虫とされている。
ブラックバス	北米原産の外来生物。ルアー釣りの対象魚として人気が高いが、日本の在来種を食べ尽くしてしまうなどの問題が生じている。
ブルーギル	北米原産の外来生物。ブラックバスと並んでルアー釣りの対象魚として人気があるが、ブラックバスと同様の問題が生じている。
閉鎖性海域	内湾のように周囲を陸地で囲まれて、海水の出入りが乏しい海域。自浄作用が働きにくい。
捕食性動物	餌となる対象の動物を捕らえて食べる動物。
ホットスポット	多様な生物が生息しているにもかかわらず、絶滅に瀕した種も多い、いわば世界的な生物多様性重要地域。保全の重要性が高い地域。
ホトケドジョウ	湧水が流れるような細流を好むドジョウ。普通のドジョウに比べてずんぐりとした体型をしている。
ま行	
ミシシッピ アカミミガメ	アメリカ合衆国からニューメキシコにかけてが原産の外来生物。「ミドリガメ」の名称で販売されたものが野生化した。大きいものは背甲長が 28cm にもなる。
ミズイロ オナガシジミ	主に雑木林に生息するチョウの仲間。幼虫はコナラやクヌギを食樹とするので雑木林との関わりは強い。
ミドリイガイ	インド洋から西太平洋原産の外来生物。東京湾の岸壁等に高密度で付着する緑色を帯びた二枚貝
水と緑の基本計画	都市緑地法第 4 条に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」。水・緑環境の保全と創造に向けた総合的な施策展開を図るとともに、横浜市基本構想（長期ビジョン）を踏まえて「横浜らしい水・緑環境の実現」を目指す計画として 2006（平成 18）年に策定。
ミレニアム 生態系評価	国連の呼びかけで、国際機関、各国政府、企業及び NGO などが参加し、これまでに行われてきた生態系に関する研究結果や情報を体系的に集約し、「生態系の現状と動向」、「生態系保全やその持続可能な利用」、「人間の福利に対する貢献」に関して科学的な根拠をまとめた評価書。
ムラサキイガイ	地中海原産の外来生物。東京湾の岸壁等に高密度で付着する紫色を帯びた二枚貝。本種は食用の「ムール貝」として知られている。

	猛禽類	タカやフクロウの仲間。動物を餌として捕食する肉食鳥類。
	森づくりリーダー等育成事業	森の手入れ活動を行う「森づくりボランティア」、森づくりボランティアを指導する「森づくりリーダー」、大規模な市民の森等で来園者に森の情報を提供し案内を行う「はまレンジャー」を育成し、横浜市の森づくりに貢献してもらう事業。
や行	屋敷林	農家などの周りに植えた林で常緑樹であることが多い。防風やステイタスの役目がある。
	谷戸	丘陵の間の谷状の地形をもつ地域。貴重な源流域となるとともに、水・緑・農地・集落の一体空間として生物が多く生息している。横浜市は、多摩丘陵の終端部に位置するため谷戸が多い。
	ヤナギスブタ	3～5cm 程度の細長い葉の水草。かつては水田等で普通に見られたが、横浜市では絶滅したとされている。
	ヤマアカガエル	成体の体色は茶褐色で、ジャンプ力に優れているカエル。早春に水田等の水溜りに卵塊（1,000粒以上の卵の塊）を産卵する。
	横浜市環境管理計画	横浜市の環境分野における最上位の計画で、公害防止から最近の地球温暖化の対策など環境問題について幅広く、理念・考え方・目標等を示した計画。
	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	環境の保全及び創造について市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定めている条例。また、市、事業者及び市民が取り組むべき責務を明確にするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めている。
	横浜市生物多様性保全再生指針	「水と緑の基本計画」で掲げた将来像の一つである「多様な生物が生息できる環境の形成」に向け、市民の方へ生物多様性の保全再生に関する考え方を示した指針。
	横浜市宅地開発要綱	横浜市では昭和 30 年代後半から急速な都市化が進み、市街地が無秩序に郊外部に拡大するスプロール現象や急激な人口増による教育施設等の不足等、市民生活に影響をおよぼす大きな問題となった。これに対応するため、1968（昭和 43）年宅地開発要綱を制定し、開発行為等の開発事業に対し公共公益施設等の設置を求める独自の制度。現在では、「開発事業の調整等に関する条例」としてその精神が引き継がれている。
	ヨコハマナガゴミムシ	横浜市北東部を流れる鶴見川中流域の河川敷のみに生息する珍しい昆虫類。乾燥に極めて弱く、直射日光にあたるとすぐに死んでしまう。体長 2cm 程度で体色は光沢のある黒色。
ら行	レッドデータブック	絶滅の危機にある野生生物の現状を把握し、各種の保護対策に役立てることを目的として国や自治体が作成した絶滅のおそれがある動植物のリストに（レッドリスト）基づき、より具体的な解説を加えた本。

レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物のリストの総称。通常、絶滅の危険度によりカテゴリー区分される。
--------	--

アルファベット順

COP10	Conference Of the Parties の略語。生物多様性条約の 10 回目の締約国会議。2010（平成 22）年 10 月、愛知・名古屋で開催される。COP は国際条約を結んだ国が集まる会議。
ESD	Education for Sustainable Development の略語。持続可能な社会の担い手を育む教育のこと。「持続可能な開発」を進めていくために、学校教育、学校外教育を問わず、国際機関、各国政府、NGO、企業等あらゆる主体間で連携を図りながら、教育・啓発活動を行っている。
HEP	Habitat Evaluation Procedure の略語。生態系の価値を特定の野生生物のハビタット（生息環境）に置き換え、ハビタットとしての適性について、ハビタットの「質」と「量（面積）」を掛け合わせ時間による分析を行うことにより、定量的に評価する手法である。生態系の現況と将来予測の比較、事業計画の複数案の検討、代償措置の検討等、いくつかの選択肢等について相対的な評価を行う際に利用可能である。
NGO	Non-Governmental Organization の略語。非政府組織。政府間の協定によらずに創立された、民間の国際協力機構。国連憲章は国連の活動に関連する活動を行う民間団体との協力を規定している。経済社会理事会が認定したこのような団体を国連 NGO という。
NPO	Non-Profit Organization の略語。非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
RCE	Regional Centres of Expertise on ESD の略語。地域の ESD（持続可能な社会の担い手を育む教育）を進めていくための拠点。日本国内では、国連大学が横浜を含め 6 箇所の拠点を認定している。

環境創造審議会生物多様性検討部会 名簿

	氏名	役職等
部会長	小堀 洋美	東京都市大学環境情報学部教授(環境保全)
副部会長	高梨 雅明	社団法人日本公園緑地協会 研究顧問
専門委員	川瀬 博	神奈川大学法学部教授
専門委員	交告 尚史	東京大学大学院公共政策学連携研究部教授
部会委員	後藤 ヨシ子	横浜商工会議所副会頭
専門委員	佐藤 輝	フェリス女学院大学国際交流学部准教授
専門委員	名執 芳博	国際連合大学高等研究所上席研究員
部会委員	檜垣 宏子	鶴見川を再発見する会代表
専門委員	吉武 美保子	NPO 法人よこはま里山研究所主任研究員

※敬省略、部会長及び副部会長以外は五十音順

横浜市環境創造審議会生物多様性地域戦略検討部会における検討経過

開催日	主な検討事項
2009（平成21）年 11月5日	第9回横浜市環境創造審議会 横浜市生物多様性地域戦略策定の基本的な考え方について（諮問）
2009（平成21）年 11月24日	第1回 生物多様性地域戦略検討部会 開催 【検討内容】現状と課題、基本的考え方を検討するにあたって
2009（平成21）年 12月18日	第2回 生物多様性地域戦略検討部会 開催 【検討内容】生物多様性地域戦略策定のねらい及び位置づけ
2010（平成22）年 1月22日	第3回 生物多様性地域戦略検討部会 開催 【検討内容】報告書目次案、「横浜版生物多様性戦略」の構成及び策定方法
2010（平成22）年 2月10日	第4回 生物多様性地域戦略検討部会 開催 【検討内容】報告書案
2010（平成22）年 3月4日	第5回 生物多様性地域戦略検討部会 開催 【検討内容】報告書案
2010（平成22）年 3月18日	第10回横浜市環境創造審議会 横浜市生物多様性地域戦略策定の基本的な考え方について（報告）